

令和6年第2回足寄町議会定例会議事録（第2号）

令和6年6月17日（月曜日）

◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵	君	2番	井	脇	昌	美	君
3番	榎原	深雪	君	4番	矢野	利惠子	君		
5番	田利	正文	君	6番	高橋	健一	君		
7番	木村	明雄	君	8番	細川	勉	君		
9番	川上	修一	君	10番	進藤	晴子	君		
11番	多治見	亮一	君	12番	二川	靖	君		
13番	高橋	秀樹	君						

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一	君
足寄町教育委員会教育長	東海林弘哉	君
足寄町代表監査委員	川村浩昭	君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳	君
総務課長	保多紀江	君
福祉課長	森岡彰寿	君
住民課長	金澤眞澄	君
経済課長	佐々木康仁	君
建設課長	松野孝	君
国民健康保険病院事務長	川島英明	君
会計管理者	加藤勝廣	君
消防課長	大竹口孝幸	君

◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長 丸山一人君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長 山田弘幸君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田晋一	君
事務局次長	鈴木研司	君
総務担当主査	飯野真有	君

◎議事日程

日程第 1 一般質問< P 3 ~ P 4 3 >

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） おはようございます。

全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君）

6月7日に開催されました、第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日6月17日は、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきまます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

10番進藤晴子君。

（10番進藤晴子君 登壇）

○10番（進藤晴子君） 議長からお許しをいただきましたので、これより一般質問通告書に従い、質問を行ってまいります。

質問事項。

教員不足と働き方改革について。

子供達の学びを支える教員の不足と長時間労働が常態化しています。

全国では、2023年度始業日時点で、教員不足が悪化している自治体は42.6%。教員1週間あたりの在校等時間、令和4年度10月、11月は、小学校が全体の

64.5%が50時間以上、中学校は、77.1%が50時間以上で、依然として長時間勤務の教員が多い状況です。

文部科学省は、教員、子供双方が幸せを感じるウェルビーイングな学校施設を創造すると提唱しており、子供達が抱える困難が多様化、複雑化する今、教員のウェルビーイングの確保が必須と考えます。

我が町の教員不足と、働き方改革の現状と課題について伺います。

1、足寄町の4小学校と中学校に在籍する職員の職種とその人数。

2、各学校の特別支援学級数と教職員数、在籍児童・生徒数。

3、町立学校の教職員の時間外在校時間の推移、令和3年度から5年度。

4、体調不良による退職者、休職者、休みがちな教員の有無、令和3年度から5年度。

5、教職員の職場におけるICTの推進状況。

6、部活動の地域移行状況。

7、地域との協働推進状況、足寄町立学校における働き方改革アクションプラン。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、東海林教育長。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 教育委員会から、進藤議員の教員不足と働き方改革についての一般質問にお答えします。

1点目の、足寄町の4小学校と中学校に在籍する職員の職種とその人数についてですが、令和6年4月現在、北海道教育委員会による発令は、校長5人、教頭5人、一般教諭42人、養護教諭4人、事務職員3人となっております。本町教育委員会による発令は、会計年度任用職員も含めまして、一般教諭1人、養護教諭補助兼事務補助1人、事務補助3人、学習支援員5人、介助員2人、公務補7人で、合計78人となっております。

2点目の、各学校の特別支援学級数と教職員数、在籍児童・生徒数についてですが、令和6年4月現在、足寄小学校で特別支援学級は4学級あり、児童数は15人で、配置教員数は6人となっております。大誉地小学校では、1学級に児童数は1人で、1人の教員が配置されております。芽登小学校では、3学級に児童数は4人で、4人の教員が配置されております。螺湾小学校には特別支援学級はありません。足寄中学校には5学級あり、生徒数は19人で、6人の教員が配置されております。

3点目の、町立学校の教職員の時間外在校時間の推移（R3年度からR5年度）についてですが、月ごとの集計による平均時間外在校時間は、令和3年度で32.4時間、令和4年度で36.5時間、令和5年度で33.9時間となっております。

校種別に申し上げますと、小学校では令和3年度で26.8時間、令和4年度で26.8時間、令和5年度は25.4時間です。中学校では、令和3年度で48.5時間、令和4年度で54.6時間、令和5年度は54.8時間となりました。

中学校の時間数が多いのは、主に部活動指導の影響が要因と言えます。

年度別推移といたしましては、小学校で若干の減少傾向が見られますが、全体的にはほぼ横ばいの状況で推移しております。

4点目の、体調不良による退職者、休職者、休みがちな教員の有無（R3年度からR5年度）については、全ての年度において該当者はございませんでした。

5点目の、教職員の職場におけるICTの推進状況についてですが、校務用のパソコンと授業で使用する教員用タブレットの整備によって、資料作成や児童生徒との課題の共有に活用されているほか、提出物收受やAIDリル教材の活用も業務負担軽減につながっております。

また、各校の職員室、教室、体育館等は、光回線を通してネットワーク環境を整

備しています。さらに、各校に設置・管理していた校務用サーバについては、本年度にセンターサーバー方式を導入することで、管理業務の軽減を図ってまいります。

6点目の部活動の地域移行状況についてですが、令和5年度より3か年を改革推進期間として、休日部活動の地域移行を段階的に進めるため、足寄町部活動地域移行検討協議会を設置し、協議を進めてまいりました。

生徒、保護者、教職員向けアンケートも実施し、多くの貴重な御意見をいただきました。

関係団体と連携し、外部指導者が指導を行う部活動の体制整備が整った部から、休日の部活動の地域移行を行っております。

引き続き、持続可能な部活動を目指し、進捗状況を検証し改善してまいります。

7点目の、地域との協働推進状況（足寄町立学校における働き方改革アクションプラン）についてですが、令和3年7月から令和6年6月までを第2期の期間とし、在校等時間の客観的な計測や記録を行うとともに、ICTを活用した業務改善や、部活動の地域移行などの取組を進めております。

特に、部活動の地域移行につきましては、今年度は自治会連合会やPTA総会等で担当職員による概要説明をさせていただいており、町民の皆様に広く御理解いただこうと取り組んでいるところです。

教職員の働き方改革を成果に結びつけることは容易ではありませんが、今後におきましても、教職員の業務量の適切な管理及び健康、福祉の確保と、本来担うべき業務に専念できる環境の整備を目指してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、進藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） では、再質問をさせていただきます。

まず、各項目の再質問に入る前に、全国的な教員不足、これは言われてもうかなり長いですが、これについて簡単に御説明をいただいてよろしいでしょうか。ちょっとベースを押さえた上で、再質問にいかせていただきたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 丸山教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 全国的な教職員不足に係るという部分で、おおよその傾向と本町に係る状況について、若干説明させていただきたいと思います。

近年、教職員、やはりどうしても激務だということで、成り手がないということで、これはよく新聞等で報道されておりますけれども、採用試験におきましても、年々応募者が減ってきてているという状況になっておりまして、各地で欠員が出ていて、退職者に新規補充が追いつかないような欠員が出ていているという状況がここ数年続いております。

特に北海道も、小学校、中学校とともに、なかなか年々応募者が減って、道教委も採用に向けて、採用試験の前倒しだとか、様々な取組をしておりますけれども、なかなか確保ができないという状況になっております。

正職員が採用できないという状況の中で、先生方の育児休暇だとか、そういった部分の代替の先生の確保もままならない状況が全国で続いておりまして、北海道も例外ではありません。

本町におきましても、毎年一、二名、産休、育休代替の教諭を募集しておりますけれども、今のところ何とか充足できる状況にあるかなと思っております。

そういう中で、一般の正職員の教職員数及び代替の教職員の定数の中で、欠員が生じている状況では今のところございません。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） ありがとうございました、分かりました。

全国的に教員不足であるけれども、何とか定数はいらっしゃるというふうに捉えました。

定数には満たしている、この1番の再質問に入りますが、学校の校長先生にちょっと、現場はどうなのだろうということでお伺いしました。一応定数は足りている、何とかというお話をしたが、では本当にそれで足りているのかどうか、定数は足りているけれど、どうなのでしょうという質問をいたしました。

その答えを言う前に、教育委員会はどう捉えているか、質問いたします。

○議長（高橋秀樹君） 丸山教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 定数につきましては、学級数に応じて、道職員で厳密に定数が決まっておりますので、それ以上の配置をされることはありません。

ただ、それ以外に加配という制度がございまして、例えば新規採用職員の指導のために加えて配置するという、加配というのですが、こういった制度を活用するだとか、指導方法を工夫改善ということで、先進的な学力向上の取組だとか、そういう部分について、加配という制度を道教委に認めていただきながら加配することが可能で、そういう制度も活用しながら教職員を配置しております。

ただ、教育の現場というのはやはりマンパワーですので、人が多いほうが絶対いいのは、それは間違いないです。

現在、定数以上の部分で御説明させていただきますけれども、足寄中学校につきましては、現在生徒数が減ってきて、本来2年生につきましては1学級が定数となって、先生が1名しか配置できないのですが、1年から3年生までバランスを考える

と、学校側の希望としては、2学級を何とか維持したいという部分で、足寄町教育委員会のほうで、何とか独自に先生を採用してもらえないかという相談が2年前にございまして、理事者協議して、現在、町費で1名教諭を採用しまして、足寄中学校につきましては1年生から3年生、2学級体制を維持するということにしております。

それ以外には、会計年度任用職員という町独自の配置の中で、学習支援員だとか介助員といった部分を採用しておりますけれども、募集しても、実はあまり応募がない状況が危惧されておりました。今年度も、4月スタートするときは、ちょっと希望数を充足できないのではないかと思っていたのですが、急遽、足寄町に転入された方から応募がありましたので、何とかこちらの希望する人数が充足できたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。何とか御苦労、努力しながら定数以上の人を配置をしているということに受け止めました。

今、加配制度というお話が、すみません、私もちょっと勉強不足で分からなかつたのですが、新人の先生、経験の浅い先生達にフォローするためのそういう制度がある、大変よろしいかと思うのですが、それは、その先生が成長していくと、もうその制度は、入った先生は、もう退職されると受け止めていいですか。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長。

○教育次長（丸山一人君） 每年、本町、新規採用職員の研修のために加配をお願いしている先生につきましては、本町以外にも、陸別町、本別町、3町で新規採用職員を指導するということで対応していますので、その方が成長していっても、また新規に、次の年、新規の採用職員が採用すれば、引き続き指導できるということになり

ますので、現在も3年目に入っているかなと思いますので、指導する先生が成長しても、その翌年度に新たにまた新規の職員を採用すれば、そういう加配の制度が残るということになります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。また新たに新しい先生が入ったときに、その先生のほうをフォローされるという形で残っていくということでよろしいですね。

定数が足りている、私も校長先生達にお話を伺ったときに、定数は足りているのですねと、それはよかったです。ですが、本当に足りているのという話を聞いたときに、もう間髪入れずに足りていないと、お二方もやはり言っておられました。

それは、確かにマンパワーが必要だと、今、次長のほうからお話がありましたが、確かにそのとおりであります、その中で苦労されていることだと思います。

ただ、足寄の場合は町が報酬を出している教員も1人入れているということですし、何とかやっているということですね。分かりました。

では、2番目の特別支援学級、これは、学校の校長先生達も足りないといったところは、かなりこちらのほうがウエートが大きいのではないかと思うのですが、特別支援学級の、私達が育った学校のときの、小さい頃の特別支援学級というのは、学校に1つぐらいしかなかったと記憶しております。

中学生、中学校が5学級ということですね。生徒数は19人。これは、年々増えていっているのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 全国的な傾向を見ても、児童生徒数は減っていますけれども、特別支援学級については減っていない、また、増えている傾向もあるかなと思いますし、本町におきましても、年によっ

てばらつきはあるのですけれども、保護者の理解も大きくなつて、特別支援学級で暮らすことによって成長を促される部分が理解されてきた部分もあるかなと思いまして、微増傾向にあるのではないかと捉えております。

ただ、学年によってばらつきがありますので、今おっしゃられた足中、今19人ということになっていますけれども、これ以下のときももちろんありますし、年によって若干の差があるということを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 年によっては違いますが、微増している。この原因は、逆に言えばいい方向に取れ、保護者のほうが、やはり普通の学級よりもそういうところに行って、個々で見てもらったほうがいいということで、垣根が、少しハードルが下がっていると、いいふうに捉えてよろしいということですね。分かりました。

特別支援学級、中学校が5学級あるということで、その5学級の内訳、知的やいろいろな障害があるかと思いますが、その内訳を教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 内訳につきましては、情緒障害学級、知的障害学級、言語障害学級、肢体不自由学級の4学級ということになっておりますけれども、それ以外に、人数によって1名、4学級ということになります。

ただ、人数によって2クラス、情緒障害学級、人数多いものですので、2学級ということになっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） なかなか、学校に入ってその授業を見たわけではないので、この知的障害、個々によって全然レベルが違うと思うのですが、どのように大変

なのか、どういう授業を受けているのかというのが、どうしても私達町民には見えてこない部分が、これは学校教育全てにそうなのですが、なかなか見えてこない部分があります。

校長先生が言われてたのは、支援員がやはり足りないのだよと。一人一人につく支援員も、皆さん女性でと言われたのです。女性の支援員ではちょっと難しい部分があるのかなと私は感じて、その先はちょっと聞いていないのですが、体力的にやはり支援員がいるという、そういうことは、この4学級の中ですか。

○議長（高橋秀樹君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 子供達のためにこのような質問を出していたので、私としても本当にありがたい機会だなと思っています。

特別支援の関係なのですから、日常的に、病気ではないですから、ただ、障害をそれぞれ抱えている、それは個々によって違うのですけれども、大きく種別ごとに分かれて、その種別の特性を改善していくように、ずっとできないわけではないのです。例えば、一般的な子が10ができることが、その子によっては100かかるとかということもありますし、それは個々によって違うので、そういうところのプログラムを組み込みながら、基本的にはほかの子と同じような学習を進めていく、そして、その子達が将来自立していくように、自立の学習もその中に組み込まれていると、そういうものを通して、将来社会的な自立を図れるようにということで、系統的に指導をかけていると、そういうところでございます。

支援員は、帯広辺りですと男性の支援員さんも何人かおられるのですけれども、なかなか地方に来ると女性の方が多くて、では女性だとできないのかというと、ほとんどのケースでは、きちんと向き合いながらお話ををして、丁寧にサポートをするという

仕事ですから、指導するというよりも、先生方の指導をサポートしていく、その時間、先ほど言ったように時間がかかるようなところを丁寧に後押ししていくというようなことになりますから、今のところ女性でもきちんとやっていただいていると認識しています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。特に男性、女性、別に大丈夫というふうに受け止めました。

支援員なのですけれども、では、どのくらい先生方があと必要なのですかとお伺いしたところ、やはり1名から2名ぐらいいたらというような御希望がありました。

支援員を募集する際は、募集方法、どのように募集されているのか、ちょっとあまり見たことがないので教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長。

○教育次長（丸山一人君） 支援員につきましては、本町会計年度任用職員ということになりますので、毎年、町広報等で各種職種で募集しております。その中にも入れた中で公募しているという形をとっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 会計年度職員で毎年必要な分だけ公募をかけていくということで、来年は学校の状況を見ながら、そういう公募をかけるかもしれないと捉えてよろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

チームとしての学校という言葉が出てきました。この10年ぐらい、今回の一般質問するに当たって、なぜこれが出てきたかと言いますと、教育長の年度初めのお話の中に、ウェルビーイングという言葉が出てきて、何だろうって自分で思ったのです。直訳すると、良い状態。いろいろな資料を見ていても、いろいろな捉え方ができて、

大変難しく、いろいろな捉え方があるウェルビーイング、それを目指しているってすごいなと、私は感動したのです。ただ、それについていっている先生達は、本当大変だなと。コロナもありました、社会情勢がどんどん変わっています。ということは、その中に、社会に出ていく子供達を教育するに当たっては、本当に先を見越して、教育のビジョンとプランニングをしていかなくてはいけない。これは大変なことなどなと。

でも、それを私達町民が勉強するということは、未来の町を見ていくようなものだというのを私は感じたわけで、今回の質問に至ったわけですが、学校教育がなかなか分かりづらいという部分があります。

今の特別支援学級の支援員と教員は、足寄町の場合はとりあえず足りている。チームとしての学校というのは、やはり、専門員をどんどん入れていこうということだと思います。教員一人が担うことではなくて、子供達をみんなで、専門職の方も含めて見ていこうということだと思うのですが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、こういう専門員は、どのような配置をされていますか。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 本町に正規職員でスクールカウンセラーがありますので、各学校のほうで希望を取りながら、確かに水曜日だったと思うのですけれども、訪問いただきながら対応いただいているという形を取っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） スクールカウンセラーは職員として配置されている、町にお一人いらっしゃるということですね。その方は、すみません、この1点目の答弁でいただきました、この中に入っていらっしゃるということですね。違いますか。すみません、ちょっとお答え願えますか。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長。
○教育次長（丸山一人君） 最初にお答えしました、職員室の中にはスクールカウンセラー入っておりません。

本町の職員、子どもセンターにスクールカウンセラーの資格を持っている職員がおりますので、その方に訪問いただいて、相談に乗っていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。兼務をされている方が、免許を持っていらっしゃる方がいるということですね、子どもセンターに。分かりました。

スクールソーシャルワーカーについては、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） スクールカウンセラーにつきましても、道教委のほうからも制度があるのですが、本町については職員でいるということで、スクールカウンセラー配置対応しております、スクールソーシャルワーカーにつきましては、必要に応じて道教委に依頼して派遣いただくということにしております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） すみません、ちょっと理解力がなくて。スクールカウンセラーは兼務でいらっしゃるということですね。スクールソーシャルワーカーは足寄にはいなくて、必要なときに道教委のほうから派遣されてくるということで、これは、どこの学校でもやはりそんな感じですか、十勝管内。十勝管内にいるということではないですね。

○議長（高橋秀樹君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） カウンセラーが、それぞれの市町村にいる場合もありますし、ソーシャルワーカーについてはそんなに数が多くないので、配置さ

れているところから派遣してもらうと、必要に応じて。そのケースごとに、ソーシャルワーカーにお願いしたほうがいいというようなケースのときに、依頼をかけて来ていただくというようなケースが多いと思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

では、その専門職というのは、私はこの2種ぐらいしかちょっと頭になかったので、二つのことをお伺いしたのですが、ほかに専門職、もしかしたら看護師も必要なところがあるかもしれません。今問題になっていると言いますか、医療が必要な、処置が必要な子供達を普通学級に、もし普通学級に入れた場合は、学校は拒否してはならないと、数年前ですか、そういう話を私はどこかで聞いて、それで、どこか教育委員会にお話を伺ったこともあります。

足寄町は、特にそういうお子さんが今はいらっしゃらないので、もしそういうお子さんがいらっしゃった場合には、やはり検討していくなくてはいけないというような話を聞いた覚えがございます。その辺に関しては、ちょっとずれるかもしれませんのが、変わりないですとか、その体制といたしましては。

○議長（高橋秀樹君） 教育長。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 例えば特別支援でも、肢体不自由で医療行為が必要な子、医療的な処置が必要な子については、それぞれ必要なところでその看護師を配置して対応するというふうにはしています。

本町には今、そういうお子さんおられませんので、そういう対応はしておりません。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。もしそういう子がいらっしゃったら、やは

り検討していくかなくてはいけないということですね。

チームとしての学校、これは大変よろしいことで、本当にストレスを軽減するためにはこういう専門職を使っていくという言い方はおかしいですけれども、必要なことだと思います。

でも、思いましたのは、やはりこれは組織としてその学校があるということは、やはり管理職の力が大変大きいのではないかと思います。

管理職のことについてはまた後ほどの質問でいきますが、現在は特別支援学級、教職員数も足りていて、何とか学校は成り立っていると捉えさせていただきました。

次に移ります。

次に、3番目に移る前に、教員不足。ちょっと雑誌で見たのですが、教員採用の都道府県、政令市の教育委員会が今後の教員採用試験における計画、どのくらい今後自分達は募集をかけていくのだと、そういう計画をやはり立ていらっしゃるそうです。それを文科省が聞き取り調査をして、データを公開しております。

2023年度、小学校では1万7,034人の入学を募集をかけて、中学では9,589人、ここが2023年がピークになるそうです。2030年度、小学校は何人募集をかけるかというと、1万1,258人。五、六千人減っております。中学は6,520人。3,000人ぐらい減っております。これを、減少する見通しだということです。

そして、その中には、教育委員会のほうから出た意見としまして、数年後には自然解消をすると、教員不足が。それはなぜかと言いますと、もちろん子供達が減ってくるということがベースにあるみたいなのですが、国は警鐘をならしたという記事でございました。

教育長の所見を、どう思われるかお伺い

します。

○議長（高橋秀樹君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 2030年以降、一番多いところから見ると、児童生徒数が半数ぐらいになると言われているのですが、ただ、子供が減っていっても、先ほどから話題にも出ていますが、やはり多様なお子さんが増える、保護者の皆さんも多様な考え方がある、社会自体が多様化しているとなると、子供が減っても学校の業務が減るわけではないです。逆に増えていくかもしれません。

例えば、先ほど出ていた特別支援の対応もそうかもしれないし、不登校生徒も、今、コロナ禍以降かなり増えてきています。そういうこともあります。

やはり、一人一人きちんと教育を提供するという国の大きな方針がありますから、そこをやはり満たしていくためには、人は必要ですし、制度的にもいろいろ改正していかなければならないところがあるかなと思つてはいます。

今回、私自身もいろいろ考えるところがあって、個人的にもいろいろ考えたのですが、やはり一人一人に対応するというのは、見取るための、子供を理解したり、保護者と連携を取ったりという、そのための時間というのはすごく必要なです。そのための時間確保をどうするかとなると、やはり人は必要になってくる。そして、一人一人の教員の質を向上させなければならぬ。たくさんいても機能しない、チームとして成り立たない組織であれば、これは幾らいても難しいので、結果として出てきませんから、その両方からやっていかなければならぬと考えています。

そういった点も、例えば、北海道の町村教育委員会連合会だとか、そういうところも含めて、校長会とかもそうなのですけれども、相当国のほうには毎年要望を挙げています。なかなか見えにくいところなのですが、かなり積極的に、いろいろな要望を

国に対して出しています。

ただ、これについてはお金が、どうしても予算が必要となるところから、簡単にはいかないのですが、そういう要望を出し続けるということも一つ大事なことかなと。そして、そういうこともできるだけ、足寄であれば町民の皆さんにそういうことが伝えられる、周知していく、そういう体制が必要なのかなというふうには考えています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） よく分かりました。マンパワーは、子供が減っても減らせるものではない、教員の一人一人の質の向上を、教員と子供達のそういう時間も取つていかなくてはいけないという上で、そんな安易に減らせるものではないという教育長のお考えだと確認させていただきました。

次は、働き方改革にまいりますので、その前に一つだけ、校長先生のほうから、そもそも教職員になりたいと思う人を増やしていくかなくてはいけないというところがやはり大切だよねと。

現段階では、データから言いますと、教員の新卒者、大学の新卒者の教職を取る試験を受ける人達は減っているわけではないと。先ほど言っていました、お産のときであるとか、代替で入る先生達が、今まで既卒の人がいたけれども、団塊の世代が一斉に退職、そこでマンパワーが足りなくなったりしたときにその人達がどっと入ってきたので、そこで人が足りていないのだよという考え方もございます。

ですが、やはりそもそも子供達が、いや先生になりたいという、そういう子供達を育てていくためには、やはり、今、種をまくことが必要なのかなと思うのですが、職場体験とかもされていると聞いておりますが、そういうプランとかはありますか。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 本当に、その通りだと思います。やはり先生になりたいという、よく将来何になりたいですか、先生になりたいですと言つてもらえるような環境をつくることが大切だと思っています。

そのために私どもが取り組んでいると言つたらおこがましいですけれども、そういった中で足寄高校との連携の中では、例えば螺湾小学校には、毎年、教育大鉄路校から二、三名の生徒が僻地で教育実習をするというところで、受け入れをしております。これもう長いこと取り組んでいるのですけれども、それ以外でも中高のインターンシップの中で、そういった先生の職場体験だとか、今、話を進んでいるもので言えば、道教委もそういった部分すごく力を入れております。東京のある大学のほうから、北海道で、農村の地域で、3泊4日の日程で教育課程を学んでいる生徒に僻地の学校訪問だとか、視察体験するプロジェクトが、提案がありましたので、そういったことも積極的に取り組みながら、子供達に、先生になりたいと思えるような取組を、私どもも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 教育実習で入ってきた卵の先生達、そういう先生達を受け入れたときに、足寄町の学校の子供達との接触というか、一緒に何かをするとか、そういうような取組がされているということですね。分かりました、ありがとうございます。続けていっていただきたいと思います。

では、次にまいります。

3番目です。町立学校の職員の時間外在校時間ですけれども、これに関しましては、ほぼ横ばいということです。ただ、横ばいだけれども、中学校では、やはり45時間は超えてしまっている。これは部活動

のためというふうな答弁でございました。

この時間なのですが、ちょっと細かいのですが、これは管理職の校長先生や教頭先生の分も入っていらっしゃいますか。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 校長、教頭とも加えた数値でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） そして、聞いたところによりますと、3年ぐらい前から出退勤管理システム、これを導入していらっしゃるといいます。客観的な数値を把握しなくてはいけないということでしょうが、これについて御説明を、どういったシステムなのか、お伺いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 今、御指摘のとおり、客観的に在校時間を把握するよう努めなければならぬことになっております。

そういった中で、当初は、新しいシステムを導入すると費用もかかるものですから、他町が使っていたものを譲り受けて使っていたのですが、どうしてもなかなかうまく使えないということで、毎年予算化しまして、システムを導入しております。

これにつきましては、朝パソコンを立ち上げたときからスタートして、パソコンを落としたときに終わりといったような把握方法になってございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 要は現状を、正確に表しているかということです。

外に部活動で行かれた先生とかはどうなのでしょう。ちょっと校長先生にもお伺いしました。現状どうなのですかと。一回学校に戻ってくるので、そのときにパソコンを落として、それが時間になります。では日曜日とか、校外に行かれる場合はどうですか。わざわざ戻ってこられるのですか、

と言ったら、そうではない。月曜日に来たときに、そこで入力をするということでございました。ある程度の勤務時間は、正確な把握ができているということでございます。把握というか、記録ができている。

その把握は、どのようにしているのでしょうか。管理職だけが見られるのか。リアルタイムで、昨日ちょっと少し時間が長かったよねということは管理職が見ていらっしゃるのか。それとも、今までの出退勤のように1か月単位で見て、こんなに時間が長くかかってしまっていると見ると、その辺をちょっと知りたいのですけれども。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長。

○教育次長（丸山一人君） 管理職が見ることはもちろん可能ですし、その中で、どうしても長い、ちょっと集計を取っていますので、その中で長い先生がいれば事実確認だとか、誰かほかの人の手伝いができるのかという指導をお願いしますということも言っております。そういう状況で、管理職は確認するように指示をしております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） その出退勤管理システムの中に、朝来てパソコンを立ち上げて、帰るときに落とす、その時間。前々から思ってたのですけれども、学校の先生達というのは、昼間の休憩時間というのはどういうようなことになっていますか。教職員室で食べていることぐらいしか分からないのですが、普通の企業のようにしっかりと、公務員なら、45分なら45分、1時間なら1時間、しっかりと休み時間が取れる状況であるのかどうか。これ結構、一人一人にとってはストレスになると思うのですが、いかがでしょう。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長。

○教育次長（丸山一人君） 教職員の勤務時間というのは、我々とやはりちょっと異なる部分はあるのですが、ただ、1日の勤

務時間の中には45分の休憩時間がございまして、1日の労働時間は7時間45分ということになっております。

ただ、給食時間についてなのですが、これは子供達と一緒に取ることによって、これは休憩時間に入れていませんので、教職員の休憩時間については、大体午後3時以降に45分取るという形になっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 45分間、3時以降に取る。それは休憩室とかが、見たことがないのですけれども、休憩室はありますか。そこから、子供達と離れる時間ですよね。それか、お家に帰る時間というはどうでしょう。

○議長（高橋秀樹君） 教育長。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 実際に、その休憩時間なので、その時間内、45分間は自由に教員がその時間を自分のために使うことができる。ですから、銀行に行ったり、私用で郵便局行ったりということはあるのですが、では、その時間帯に子供がいないということがあまりないので、子供達がいるということは、いろいろなことがあります。例え休憩時間だらうと、何かが起きたら対応しなければならないですし、そこで対応しないで休憩時間ですからと言って何もしないと、これはあとで大変なことになって、さらにこの勤務時間が超過するということになってしまって、その辺りは柔軟に対応しているのですが、現実としては、しっかりと休憩が取れているとは言えない状況にあるとは思います。取れている人もいます。あまりそういう意識がない教員も、中にはいるかもしれません。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 働き方改革ということはどこの職場でも、ドライバーさんで

あるとか、一番問題になったのは医師、ドクターですね、働き方改革。特に、専門職である教員の働き方改革、大変難しいと思います。今までではこれでやってきた。これは医者もそうだと思うのですが、時間になったから、はいさよならというわけにはいかない、人相手で。もう十分承知していますし、そこを切り取ってしまって、会社員、サラリーマンとして見てしまえば、それはもう教育がなくなってしまうというのは大変よく分かりますが、ここは少し取り組んでいってもよいところかなと私は思います。

大変、子供と一緒にいると楽しいですけれども、先生になっているくらいなので子供が大好きなのだと思います。ですが、その人が休み時間45分をしっかりとれるような体制を整えるというのは、これは組織として、これは足寄町だけの問題ではないと思います。全国だと思うのですが、これは絶対取り組むべきだと思いますが、いかがでしょう。

○議長（高橋秀樹君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） それは、進藤議員の言われるとおりで、私もそのとおりだと考えています。

現実として難しいところはあるのですが、やはりその勤務時間、それから休憩時間、休憩時間も、どうしても勤務時間の終わりに、取って早く帰るということが労基法上できないものですから、どうしても間に取らなければならない。そうすると、やはり、その取ろうという意識が、教員のほうにきちんとあるということが、まず大前提になってくる。

今年度、会計年度任用職員さん、学校勤務の、そういう方には、きちんとそれぞれの勤務時間と、それから休憩時間、いつその休憩を取るのかということを明確にして、基本、休憩時間取れるようにということで、学校のほうにもお願いしているところです。

そういうところも含めて、先生方も、少しづつ休憩時間をそれぞれ取れるように工夫していくということで取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 取り組み始めたということですね。

要は、出退勤管理システムを導入すると、やはり自分一人一人、教員一人一人が、自分の時間、労働時間というのをしっかりと認識できるようになると。まずそこが第1点、それはクリアされてきた。では、本当にその休み時間を取りるように、自分の仕事を自分でもマネジメントしていくというところが、これから大切なのかと思います。

一人一人の意識改革ができてきて、今、任用職員の方が少しづつそうなってきているということですね。教員にもそれがなっていけるように願いたいところでございます。

労働時間は、何に一番先生達、特に担任の先生、何に一番時間を取りられているか、アンケートを取ったとか、そういうことはございますか。客観的に何かありますでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） アンケート等の実施はしておりませんが、私も、教育委員会に長く携わってきておりまして、例えば足寄小学校、足寄中学校であれば、昔から警備員を配置しております、警備日誌があります。その中で、どの先生が遅くまでいたとかというのは分かりますので、そういったときに学校長から聞き取りをして、一体なぜこんなに遅くなっているのですかといったような聞き取りを行ったことがございます。

そのときに多かったのは、どうしても教材の作成、中学校でいえば部活終わってから業務に戻って、それから教材を作る先生

も多いということでございます。

授業参観とか行ったら、子供達がノート以外にもワークシートというようなものを使って授業している姿を見たことがあるのではないかと思いますが、あれは先生方が、やはり自作しているものが多いと伺っております。

そういったことが多いのかなと、あくまで一例ですが、そういったような把握でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） とてもやる気のある先生達は、どうしても時間がかかるてしまうと。先ほど答弁の中にもありました、A I やその辺の、いろいろなものを使って、タブレットも利用しているということなので、なるべくそういうものを、出来合いのものを使いながらやっていくといつても、やはり考えてはいらっしゃるのでしょうかけれども、校長先生達のお話を聞いても、ですが、自分で作りたいという先生が、やはりいらっしゃるのは事実だそうです。

あと、お便りですね。やはりお便りを、各クラスのところにはいっぱい先生達によって、こんなに分厚いお便りが。それが先生達の教育の証ではないけれども、そのような感じを見られます。

私も1人、まだ中学生の息子がいますが、もっと少なくしてもいいのではないかなど。後でI C T のところでもまたお聞きますが、なるべくそういうものを使って、お便りや保護者と、そういうものを使いながら、なるべく紙ベースは少し減らしていくような感じで、その都度校長先生から指導が入るのが一番よろしいのかなと感じた次第であります。

では、次にまいります。

4番目の体調不良による退職者、休職者、休みがちな教員の有無ですが、これはいないというお話も、私も聞いておりまし

た。それは素晴らしいと。ですが、いつどんなときになるか分からない。

その中で、これは教員に限ったことではございませんが、ストレスチェック制度というものが、今どこでもやっております。50人以上の従業員がいるところはやっていると思いますが、この現状についてお伺いいたします。

毎年やっているという話は聞いておりますので、この結果で、本人に結果が返ってくる、このストレスチェック制度ですけれども、その中で、強いストレスを感じているというところが引っかかった先生達は、普通、産業医の面接になるかと思われます。こういう方がここ最近いらっしゃったかどうか、聞いていらっしゃるかどうか、お伺いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） ストレスチェックは、数年前から実施しております。

この中で、議員御指摘のとおり、希望があれば産業医の面談もできるということになっておりますが、その点につきまして、何年度に何人の希望者がいて何人面談したといったような資料につきましては、今、手持ちがございませんので、ちょっとお答えしかねるかなと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 校長先生から、最近はというような感じでしたので、最近はいらっしゃらないのかなと思いますが、ただ普通に考えれば、チェックで引っかかったとしても、本人に結果がくるわけです。本人が手を挙げない限りは、管理者は分からないわけです。

本当に辛い思いしている人は手を挙げないと、私は看護師として思います。その辺はどうなのですかと校長先生に聞きましたところ、やはり面談でいろいろな話を、それから、毎日一緒に顔を合わせてますので

顔色も分かるし、ある程度のことは理解できているというような話でした。

その言葉を信じれば素晴らしいと思うのですが、かいくぐってなくなる方も中にはいらっしゃいます。そういうときの、御本人も家族も大変ですが、残された仕事場の仲間、いかほどの、町でもあったと思いますが、本当に辛い思いをし、業務にも支障が出る、マイナスな部分であると思いますので、このストレスチェック制度は、うまく使ってもらいたいと思います。

まず自分のストレスを知る、これがまず第1項目の目的だと聞いております。そして、2番目として、これは努力義務ですが、集団ごとに集計、分析し、職場環境の改善に役立てる、これがまず努力義務であります。こういうことはされているかどうかというのは、面談をした記録がないということは、これもされているかどうかは分からぬですか。事業所によってちょっと違うみたいなので。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長。

○教育次長（丸山一人君） なかなか明確な答弁できなくて申し訳ございません。

ストレスチェックにつきましては、役場職員と同じやり方を取っております。会社も同じ会社に委託しております。

そういった中で、あくまでストレスチェックをして、それを本人に返すという形で、それ以外は、特に、今御指摘のあった、集団でどうのといった部分の取組はしていないと認識しております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 私のちょっと調べたところでは、ちょっと違うような気がいたします。

では、町長にお伺いいたします。これは役場の中ではどのようにやっていますか、ストレスチェックの結果の分析。いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（保多紀江君） 職員のストレスチェックにつきましては、対象となる職員に一人一人配って、回答を直接封筒に入れて、誰も見られないように回収をいたします。それを業者の方に送りまして、分析をしていただいて、結果をもらいます。

また、その結果につきましても、本人に直接、また封書に入れて渡して、それを、町のストレスチェックの担当者という者を総務課の中に一人決めておりまして、その者が見ることはできるのですけれども、その者以外の人に見せることはできません。

また、本人に、町のほうにその情報を提供していいかというようなことも確認を取っております。

その結果、高ストレスの方については、面談を希望するかどうかを確認をして、面談を希望する場合については、本人とその上司にのみ、そのことをお知らせして、産業医の面談を受けるというような形をとっています。

もう一つ追加をさせていただきます。

集計の結果なのですけれども、課ごとに集計をされておりまして、そちらについては管理職に結果を、全体的な結果を、過去3年分ぐらいのデータはついているかと思うのですけれども、それが分かるようなデータのほうを配布しております、管理職のみで見るような形になっております。

また、人数が少ない課とかもありますので、そちらについては少し合わせて、個人が分からぬような形で対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） ありがとうございます。

ちらっと役場はされていると、すごいな努力義務をきちんとやっているのだと、やはりここまでやらないと、何のためにストレスチェックを、そんなにお金はかかるないかも知れないのですけれども、せっかく

のデータなので、使っていただきたいと思うので、もしかしたらやられているかもしれない、ちょっとお伺いしてみてください。なるべく業務に生かせるようなものをやっていきたいと思いますので。

では、次いきます。

○議長（高橋秀樹君） 進藤議員、ここで一旦休憩を。

11時20分まで休憩といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩をとじ、会議を再開いたします。

10番進藤晴子君の再質問から許します。

10番。

○10番（進藤晴子君） では、再質問の続きを行われさせていただきます。

5番目のICTの推進状況についてでございます。

ここは、いろいろ校長先生からお話を伺って、どんどん取り組んでいるということだったので、一つだけ。

センターサーバー方式を導入することで、管理業務の軽減を図っている。これはちょっとよく分からないので、御説明お願いします。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 現在、校務用については、各学校におけるサーバーで管理しておりますが、これがたまに壊れたり、壊れたりというか、たまに不調を起こしたりします。そのたびに管理職の、教頭先生なのですけれども、対応していただいたり、教育委員会と連絡を取りながら、そういうトラブルに対応するという業務が結構な頻度でございますので、サーバーを集約化することによって、そういう部分、主に教頭先生の業務が削減されるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。センターに集約するので、もし、でもそれが壊れたとか、ちょっとメンテナンスが必要となると、どなたがこれは関わってやるのですか。学校の先生ではなくて。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） センターサーバーの配置場所については役場を予定しておりますので、ちょっと何か各学校で不具合があれば、教育委員会担当者、業者、もしくは情報管理の協力を得ながらトラブルの対応に当たっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

I C T の中で一つだけ、マチコミメールが小学校と中学校とあります。

小学校は大変、開くとホームページにばんと移動して、子供達のスケジュールとか全部分かるようになっていて、大変使い勝手がよろしくて、保護者にも非常に良いということを聞いているのですが、中学はなかなかちょっと使い勝手が悪いということです、校長先生に聞きましたら、ホームページを今度立ち上げるのだと言つております。

なので、またその辺は使い勝手が良くなるのかなと思っておりますが、これ、I C T の使い方も全国でいろいろな取組がされていまして、まず、先生が子供との時間を取るために、では何に時間を取りれているかといろいろ研究されています。その中で、保護者との連絡、これが、学校に来られなかったり、体調が悪かったり、電話連絡でうちはやっております。あれを、本当に電話でしっかりとお話をしなければいけないことは電話ですると思うのですが、そうではなくて、普段ちょっと熱を出したので休みますということぐらいは、メールでもよろしいのではないかなど私自身は思っています。

保護者との電話時間を何時から何時まで区切って、そのほかもう緊急以外は取り継がないという学校もございました。その辺は取り組んでいってもよいのかなと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長。

○教育次長（丸山一人君） 保護者との連絡についてマチコミ、これは、料金もかからないということで非常に活用させていただいております。

そういう中、児童生徒の欠席の連絡につきましては、この間ずっと電話でやっております。やはり電話で話すことによって、詳しい状況だとか、家庭の状況なんかも把握できる部分のメリットもあるのかなと考えている部分はあるからでございます。

ただ、今の先生方の負担、朝、特に電話が混み合うという状況もございますので、昨年度からちょっと試行をして、欠席の連絡についてもマチコミを活用したものに取り組んでいくということでしておりますので、近いうちにその分は取り組んでいきたいと考えております。

時間外の電話の取り継ぎにつきましては、議員仰せのとおり、道立学校含めて、あちこちの学校で時間外取り継がないというような対応をしておりますが、この部分についても校長会で協議しながら、どういった対応が本町についてはいいのかという部分は考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） ぜひ、よろしくお願いします。

もう一つ、この I C T の活用で、先生同士の情報共有ですね、これに、いろいろなところで I C T を活用して、例えば欠席しましたというとか、個人情報は別にして、それをみんな画面を見れば分かる。今は、電話をかけてその先生が、では担任に、後

で報告しますと、先生達が移動する、先生達のコミュニケーションを取る上では大事なのかもしれません、もっとスマートに、みんなで情報共有取れるためのパソコンなどの利用がよろしいのかなと感じましたので、よろしくお願ひします。

次にいきます。

部活動の地域移行状況です。

これは、この間資料をもらいまして、かなり進んでいるということで受け止めております。スケート部はすでに小中高一貫でやっていらっしゃるようでございますし、その点でも少しずつ先生達の部活に関わる時間が少なくなってきたいるのかなと思いますが、アンケートですね。部活動地域移行の資料をもらいまして、その中に昨年実施したアンケート結果、一部抜粋でありますと、それぞれ教員、中学生、そして中学生の保護者、小学校5、6年生の保護者のアンケートを取ったと。皆さんそれなりに出てきているのですが、これで気になったのが、教員の中で、回答率68%、中学生は90%、親も68%。学校の先生が68%というのは、これはどういうことでこれだけ低いのかどうか。もしかしたら、関心がないという言い方はおかしいですけれども、地域移行したくないという先生がいるのかしらと思わせるようなパーセンテージだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁

○教育次長（丸山一人君） 今回、児童生徒、保護者、教職員にアンケートを取りました。

この中で、想像以上に、児童生徒、保護者の回答率が高かったというふうに受け止めて、ある意味驚きを、それだけやはり関心高いのだなと私達は捉えているところです。

ただ、先生方については若干低いという、68%と、やはり本来であれば100%あってもいいのかなと思うのですが、ちょっと残念ではあるのですが、ただ先生

方、特に中学校の先生方もいろいろな考えがありまして、これは今回のアンケートにこだわった話ではないのですが、先生方も、部活動の指導をしたいから先生になつたという先生も少なからずいらっしゃいますし、それが負担になっているという先生方もいらっしゃいます。

これは別に、そういう部分の数値がちょっと低いというのが、関心がないとかそういうことではなくて、ちょっとほかに何か理由があったのか、ちょっと分析までしていませんが、そういう部分で、先生方も決して関心は低いというわけではないと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。どんどん進んでいって大変よろしいかと思いますが、やはり、先生方一人一人が思うところがあると思いますので、そういう聞き取りもしながら進めていただけたらなと思っております。

今回、中学校の資料をいただいたのですが、これも、小学校のほうにも少しずつ広がっていくというようなお話をされていましたので、例えば、バレーボールであるとかラグビーであるとか、その辺のことにも少しずつ広がっていくというような校長先生のお話がありましたので、中学のみならず、ただ、小学校は少年団でございますので、ちょっと少しまだ部活動とのあれが違うのかなと思いますが、やっていっていただきたいなと思います。

そしてこの中で、ちょっと一つ私が気になったのは、人によって、先生によって、やりたい先生もやりたくない先生もいる、それはいいのですが、教員の評価、人事評価です。教員評価は毎年やっていらっしゃると思います。丁寧に、それを基に校長先生達、管理職が面談をされているというような話を聞いております。

やらない先生、部活を担当していない先

生が、やっていないからといって不利益を被るような評価になつてないのかどうか、ちょっと気になりましたので、御回答をお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 部活動の部分については、完全に教育課程外の教育活動ですから、ある意味、手当はついていますけれども、そこについては、人事評価の評価項目に部活動ってありませんので、一切関係ないです。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 安心しました。一切関係ないということで、では、やった先生はどうなのかなと。しっかりやって頑張っているのに、自分はそういうところで評価されないということで、切っていいですね。

○議長（高橋秀樹君） 教育長。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 部活動に対する教員の考え方というのも、それぞれいろいろありますので、その取組方もいろいろなのですが、昔は部活しかしない先生って実はちょっといたかもしれないなという、そんな時代もあったように聞いてはいますが、今はそういう先生いらっしゃらないので、基本的に今の先生方、授業も授業以外の活動も精一杯一生懸命やっておられますので、どの部分についてもそんなに変わらないと。授業一生懸命やるけど部活やらないとか。

やりたいかやりたくないかと言えば、希望はあると思います。ただ、自分がやらなければならぬことになったことについては、足寄町にいる先生方については、精一杯一生懸命やってくれていると。そういうところが、働き方改革との絡みで、いろいろ難しい問題も出てくるのですが、そういうところも配慮しながら、先生方の働き方改革についても改善していかなければならぬとは考えています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。評価には関わらないということで、ただ、そういう先生達の意欲というのは、やはり認めていかなければいけないというようなお考えだと感じました。ありがとうございます。

では、次にまいります。

地域との協働推進状況です。

これは、答弁にもありました、私は思ったよりも前向きに活動されているのだなということで、コミュニティースクール、学校運営協議会制度、こちらの活動などもありまして、PTAのほうの方達にそういうお話をされたりとかいうような答弁でございました。

大変大事なことで、学校教育をするに当たって一番何が大事かというと、分かりづらい、学校の中身は。子供がいるそのときは、そのときのことはよく分かるけれども、子供が大きくなつた後の学校教育って、何やっているかよく分からぬというのが、正直言ってそういうことだと思うので。

町民は、今4割は65歳以上、足寄町は。子供達を育てている方達は、本当に一生懸命部活動にも参加していただいて、本当に先生達も感謝している、理解していたいているというようなお答えでした。

さて、では65歳以上の高齢者、4割を占めた高齢者、この方達の私は意見も、65歳を高齢者と言っていいかどうかは別にして、理解を得るためにには、どうしていったらよろしいでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 学校における働き方改革を推進していく、そこである程度成果を上げていくためには、今幾つかポイントとなるところがありまして、先ほどからいろいろ出てきましたよね。

幾つか方策があって、例えば小学校35人学級とか、40人でなくて35人、今、もう全学年35人ということですが、それから、今、教員免許更新制度だとか、今まででは10年に1回、30単位取って更新ということをやっていかなければいけなかつたのを、それをなくして、制度的にそれを改正をして、今、その研修履歴による面談を管理職とやりながら、自分の研修を進めていくというふうになっています。ですから、管理職との面談の機会がかなり増えてきている。そういうところで、働き方改革も含め、いろいろな指導、先ほどのメンタルヘルスだとか、そういうことに関しても、そういう機会が生かせる。

それから、支援員だとか、そして、今出ていた大事な地域との関係。働き方改革という、先生方に直接関わることなのですが、自分達のことなので、これを保護者とか地域に説明をして理解を得るというのは、なかなかいづい部分があるのです、自分達のことですから。もうそういった辺りをうまく、例えば教育委員会から説明をするとか、言う機会も必要になる。

そして、今回これ取り上げていただきました、議会で。私としては本当にありがとうございますという感じです。議会だよりも載ります。議会だよりを読んでおられる方、たくさんいます。また理解が深まると思って感謝しています。そういう意味では、例えばCSのシステムをうまく生かしながら、地域への情報発信、周知をできるようにするとか、地域学校協働本部を生かしていくとか、そういうことも必要になってくるかなと思っています。

いずれにしても、情報を出すというのはすごく大事なことなので、これからも、その点については努力していきたいと考えています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

非常に難しいところであるからこそ、なおさら大切なところと受け止めております。

そして、私、この地域との協働推進状況が、このプランの中に入っている。このプランも、もう評価されていると思うのですが、なぜだろうと思ったときに、子供を育てるには、家庭と学校と地域、コミュニティ、この三つが合わさって、一生懸命子供を育て上げる。何となく理解はできるのですが、では、町民の理解を得るってどういうことなのだろうと思ったときに、やはり学校の先生、もし自分が学校の教員であれば、自分で一生懸命、担任の子供達を育て上げていく。町の人がもしそこに関わってくれたら、それだけで、やはり孤立感、孤立は防げるのではないかなど。

先ほど、新入職者、新しい先生達というか、経験の浅い先生達のフォローができるというお話がありましたけれども、専門職の一番難しいところというのは、やはり孤立する、これ、お医者さんもそうだと思いますが、その孤立感を何とか防いで、みんなで子供を育て上げようという、そういう町の体制ができたときに、やはり教員は、私が思うウェルビーイングですよ、そういう形を取れるのではないかと思った次第であります。その辺はどうでしょう。

○議長（高橋秀樹君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 地域との連携が大事だということで、そのことに対する考え方の説明ということでおろしいですか。

これまで、学校のシステム、学校そのものって非常に分かりにくくて、あの学校の中だけで社会がある程度形成されているものですから、それを外部から理解するというのはかなり困難なことがあります。

実際に教員も、その説明をしているのですが、分かりにくいがゆえに、例えば、教育に対してすごく熱心な親御さんであっても、同じことを1回、2回聞いていただけでは理解できないということがたくさんあるの

ですよね。ですから、やはりその説明の機会を増やすとか、いろいろな方からいろいろな話を聞く、学校から一方的にこう聞くのではなくて、そして、それを双方向で情報をやりとりしたりということが必要になってくるかなと考えています。

どうしても、今まで全部、知徳体全て学校でお任せという状況が増えてきていたものですから、それを、できるだけ家庭や地域でやっていただけることは、そこに理解していただいて、みんなでやっていきましょうというふうな体制を組もうと流れが変わってきますから、そのための努力が必要になってくるかなと。それは学校だけに任せることではなく、やはり教育委員会もそこに、一緒にサポートしながら、そのシステムをつくっていくということが非常に大切なことだと考えております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

最後に、教育長に改めてお伺いしようと思いましたが、教育長の考える教員のウェルビーイングの確保、これは、今お話をされたことで大体回答になったのかなと思います。

もう一つだけ、校長先生達に最後にお聞きしたのは、校長先生達の、管理職の求める教師像です。どうも私達の世代とは全然違うパターンになってきてますので、お聞きしました。そうしましたら、恐れずチャレンジする教師、伸び伸びと愛情のある教師、そして使命感ある教師、意欲のある教師だそうです。

教育長に最後にお伺いいたします、ここで。教師の求める教師像を教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 教育長答弁。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 最後にとても難しい質問がきて、今、何て返答したらいいかなという、頭の中が混乱しているのですけれども、やはり、今の先生

方、たくさんいろいろなこと求められるのですよね。ある程度昔、30年ぐらい前だと、何かが得意、例えば、子供を指導する力はもうピカ一だよと。ただ、寝坊したりして時間ちょっとルーズだよという方もいたかもしれないけれども、そのいい部分があれば、何となく社会的に許されるような場面があったのですけれども、今は、やはりいろいろなものが求められる。そして、どこかマイナスがあると、そこを指摘されるということがどうしても増えてきていますから、やはり先生方にはバランスよく、もちろん子供に対する愛情、将来への子供の資質能力、どんな子供を育てたいのかということを明確に持っていて、それを、先を見て、5年先、10年先を見て、バランスよくきちんと子供にその力を身につけさせられる、そういう教師が求められている、そういう教師が大切だというふうには、僕としては考えています。

なかなか難しい時代なのですが、そういうところを、やはり精査をして、できるだけシンプルに学校を運営していくということも働き方改革では大事ですし、本町に人づくりの町構想というプランがありまして、その中で教員、どうやってスキルアップしていくかと書いてあるのですが、この中でも明確に一文入れているのは、昇任教頭1年間、それから新採用教員3年間、この者については、働き方改革対象外としますと。ただし、その部分を、精神的にそれで潰れてしまったら困りますから、教育委員会のこの役職のこの人間がこんな対応をして、こうサポートしていきますよというふうにしています。

なぜかというと、やはり、ある程度のスキルを身につけるためには、質の高いものを目指すためには、量をこなさなければならぬのです。やはり、その新卒3年の間に、いろいろな量をこなすという作業をしておかないと、それが質に結びつかないので、結果的に、その先生が将来苦労するこ

となるのです。

ですから、そういった辺りも含めて、何が大事なのか、どうしたら先生方が素晴らしい力を發揮して、将来素晴らしい子供達を、その必要な力を身につけさせられる教員になれるのかということも、一緒に考えながらやっていきたいと考えています。そこを一緒にやれる教員、これは大事な教員だと考えています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） ありがとうございました。全員一律な働き方改革ではない、人を育てなくてはいけない、そのためには、やはり大変管理職の重荷が、働き方改革と言われている中で、管理職の本当に重荷が強いのだろうと私は感じました。ありがとうございます。

では、次の質問にまいります。

質問事項。

足寄町立学校の児童生徒の学校費負担について。

円安や社会状況等による物価高騰が止まりません。ガソリン代や水道光熱費に至るまで、生活に欠かせないあらゆるものの中上りは子供の教育費にも波及しているようです。

民間アンケートでも、習い事を含めた教育費の値上がりを感じている保護者は6割に上り、学校に係る経費、以下学校費と言います、関わっても4割となっています。

我が町も、給食費無料や医療費無料等の事業を行っていますが、保護者の負担は増す一方です。

足寄町立学校での学校費について、以下の点を伺います。

1、令和4年度、5年度の年間教材費の比較、小学1年生と中学1年生。

2、令和4年度、5年度の中学生1年生の制服費、ジャージ等費用の比較。

3、令和4年度、5年度、6年度の小学6年生、中学3年生の修学旅行費用と今後

の見込み。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 教育委員会から、進藤議員の足寄町立学校の児童生徒の学校費負担について的一般質問にお答えします。

1点目の、R4年度、5年度の年間教材費の比較（小学1年生と中学1年生）についてですが、小学1年生は学校により異なり、令和4年度は、1万6,105円から2万1,595円、令和5年度は、1万6,920円から2万757円です。中学1年生は、令和4年度が1万2,500円、令和5年度は、1万4,100円です。

2点目の、R4年度、5年度の中学生1年生の制服費、ジャージ等費用の比較についてですが、両年度とも、制服費は、男子2万8,490円、女子4万6,200円、ジャージ上下は1万560円です。

3点目の、R4年度、5年度、6年度の小学6年生、中学3年生の修学旅行費用と今後の見込みについてですが、足寄小学校の修学旅行費用は、令和4年度2万2,800円、令和5年度2万4,313円、令和6年度2万7,664円です。僻地小学校は、2年に1度合同で実施しており、実施した令和5年度は、2万7,500円となっています。中学校は、令和4年度が道内で4万8,545円、令和5年度も道内で4万8,800円、令和6年度は道外で6万7,620円です。

今後の見込みについてですが、バス料金の値上げや物価高が続けば、さらに値上げとなることが想定されます。昨今、教育費を含め、物価が大きく上昇しています。家計への負担を考慮しつつ、教育効果の高い教材費等の在り方について検討していくことが大切です。

教育委員会としましても、各学校の基本的な方針が家庭や地域に共有されるよう努めてまいりますので、御理解賜りますよう

お願い申し上げ、進藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 進藤議員の一般質問の途中ですが、お昼休憩のために1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後01時00分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

10番進藤晴子君の再質問から許可いたします。

10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） では、再質問をさせていただきます。時間の関係上、1番と2番の教材費の比較と、制服とジャージの費用の比較、この二つと一緒にまとめて再質問させていただきます。

まず、答弁にありました教材費、ほとんど上がっておりません。そして、中学校のジャージ、制服も全く同金額でございます。

教材費の問屋さんにはちょっとお伺いできませんでしたが、制服の、町の中のお店の方に聞いてまいりましたところ、23年間全く上げてないというお答えでした。これを、上がってないことを、どう捉えるかお聞きします。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 制服代につきましては、制服のデザイン等については決まっておりますので、その内で決定するという、価格決定については教育委員会が関わってはおりませんので、その部分、学校と業者さんの中でやりとりはあるのかなと思いますが、教育委員会はその中で関わっていないということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） そのことは分かっております。ただ、23年間上がってないこと自体がどうなのだろうと、そう私は思いました。これ自体が、やはりお店

屋さん、その問屋さん達の御努力にあるものだなというのを思ったのですが、それもちょっと問題なのではないかと思った次第です。それだけは聞きたかったです。分かりました。

ただ、今後は分からぬといいうお話もありましたので、来年度以降、値段の価格交渉をどなたがするかちょっと分かりませんが、その中でよくお話を聞きながら価格を決めていっていただきたいと思った次第です。

もう一つです、そこの中で。

以前、私、教育長のほうに、この多様性が重視される世界、この世の中で、制服を着せること自体がどうなのだろうとお伺いしたときには、教育長のほうは、いじめ等があるから、やはりこれは、制服というのは必要なのだというふうにお話を伺いました。そのお考えは、まだ変わっていないですか。

○議長（高橋秀樹君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） やはり差別をつくらないというか、そこに等しく学ぶ環境を提供するといった意味では、なかなか義務の学校まで制服をなくすというところは、ちょっと厳しいかなとは考えておりますので、その点については、以前と考えは変わっておりません。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。そこだけ確認をしておきたかったので、質問しました。

では、3番目にまいります。修学旅行です。

これは、もう14日の勝毎さんのほうにもかなり詳しく載ってましたし、いろいろなところで言っています。修学旅行の費用がどんどん上がってきている。これは、単に燃料だとそれだけの話ではなくて、バスの働き方改革、運転手さんの、そういうものを含めて、どういうふうに上がったの

だろうと校長先生にお伺いしましたら、もし、万が一函館に行くとする。そうなると、距離が決まっているので、洞爺で1回降りて、バスと運転手さんは丸ごともう1回、2台分必要なのですよと。なるほど、働き方改革というのは、そういうところに影響があるのだなと思いました。だから東京なのだとおっしゃってました。

今年は、約6万8,000円かかった。来年は、多分校長先生のあれだと、1万円ちょっとは上がるだろう。ただ、それだけではない。子供達は、研修とか自分達で動きます。昼のご飯とか、そういうものは全て自分持ち。バッグも買い、パジャマも買い、いろいろなものを揃えて、楽しみに行くわけです。

大体、予測しますと10万円近くになるのではないかと思っていたときに、他町では、幕別、豊頃、そして陸別も、詳しいことは新聞に載っておりましたので省きますが、それぞれが補助をされている。

足寄町は、いろいろなところを子供達のために補助している。給食費も無料、国に先立ってやっているところであります。それは分かるのですが、これは一緒にできることですが、足寄高校に補助をしております。これは、また別の意味で補助をしているというのも分かっていますし、結果もやはりついてきております。ですが、この義務教育にいる子供達は、100%足寄町民です。義務教育だから、国が何でもやってくれるだらうと私達の世代は思っていましたが、国のやり方を見ていると、やっとこの10月に児童手当が変わるというところで、国は、やはりどうしても遅い。子供達の近くにいるのは、やはり自治体であります。自治体が現状を分かっております。どうか補助のほうができるかどうか、お伺いします。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長。

○教育次長（丸山一人君） 修学旅行費の補助金について、本町の取組についてな

ですけれども、議員仰せのとおり、足寄高校に対しましては、3万円補助ということでスタートしております。

これは、この制度をスタートして、私も担当として関わっておりましたけれども、やはり高校では10万円以上かかるということで、義務教育と違って、準要保護制度がないので、やはり金額が払えないということで、行けない生徒も実際にいるのだという、高校から申出もありまして、協議してその制度をスタートしたという経過がございます。

義務教育については、そういった補助金、一律の補助金はないですが、準要保護制度の中で、やはり家計的に厳しい方、要保護、準要保護生徒については実費補助という形で対応しているという状況でありますので、こういった部分は御理解いただきたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 所得の低い方が、そういう制度があるのは分かっております。それ以外の方です。町民の子供達は、みんな私達の子供達です。なので、所得制限とかそういうものを設けずに、ほかでもやっていらっしゃるわけです。それはどう思われますか。そこをしてほしいのですが、いかがでしょう。

○議長（高橋秀樹君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） およそなのですが、30年ぐらい前から、大体、中学校の修学旅行費も3万円ぐらいは上がっているのではないかと考えています。大体なので、そのぐらい上がってきている過程においては収入も上がってきているという現実もあるので、穏やかに旅費が上がってきているというふうに考えてもいいかなとは思っていました。

大体、管内の状況を見ると、これまで6万5,000円前後、7万にいかないぐらいで何とか収めるというところが標準になってきていたのですが、ここのことろ値上げ

ラッシュで、これまで、先ほどの制服の金額のお話もあったのですが、だんだん上げていよいのだという情勢になってきて、いろいろなものが上がってきていると。ただ、収入の部分がそこに見合っているかどうかというのは、また別な問題として残っていることもあります。

そういうこともあって、今、急激に物価も上がってきていると。そういうことを考えると、そういう進藤議員のおっしゃることも何となく理解はできる。ただ、これまでそういう補助って一切していないのですよね、一切。

今年の人には当たらない、でも来年からは上がるというのも、ちょっと引っかかるようなところもあり、すごく悩ましいところではあるのですが、例えば食材だとかということを考えても、相當に今、この1年半で急激に上がってきている、皆さん御承知のとおりだと思います。それから、例えば子供達が外で食事をする。今、どうしても旅費を下げるために、旅費に食費を入れないというプランが多くなってきてるので、当然、自分の小遣いの範疇でそこを支払わなければならぬというようなところも出てきていますので、その辺りを、今、急激に物価が上がってきているというところを考慮して、その部分については、議員が言われているところについては、ちょっと前向きに検討させていただけないかなとは考えています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 前向きに検討していただけるということで、大変嬉しく思います。

中学3年生、小学生はまだ分かりませんが、多感な時期、中3、そして高校受験を控えている、そういう中で、親はどういう生活をしているのか、どう苦しいのだろうかと、もう子供は分かるわけです、中学3年生。

親に気兼ねする子、払えるかどうか、本当に低額の所得者であれば、それなりの補助をいただいていると思いますが、そうではなくて、普通の家庭です。やはり気兼ねします。なるべくそういう、楽しい修学旅行、一番、一生に一度の修学旅行を楽しく勉強していただけるように、その辺のことを酌み取っていただいて、本当に前向きに検討していただきたいと思います。

この辺は、町長の一言、どういうふうにお考えになるか、お願ひいたします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 教育長もかなり苦しい答弁をしていたと思うのですけれども、基本的に義務教育ということで、今まで支援という部分というのはなかったということですね。そういうことで、準要保護ですか要保護とかという、そういう制度もあって、みんながやはり楽しく修学旅行に行けるようにという、そういう取組は今までされています。ただ、町としての支援といった部分でいくと、今までそういうことはなかったということあります。

ただ、最近、この20年くらい、ずっと物価もそんなに大きく上がってこなかつたというところもありまして、もちろん賃金も上がっていなかつたという部分、それが、ここ最近になると非常に物価が、一気にこの2年間くらいで上がってきた。これは、多分世界情勢なんかも含めてあるのかなというところであります。

実質賃金でいくと、2年くらいずっとマイナスになっているというような調査報告みたいなものも新聞等で見ました。そういうことを考えていく中で、教育長の苦しい答弁、前向きにということで、お話をあつたと思っています。

今後、この物価上昇というのはどうなっていくのかといったところも含めて見させていただきながら、新年度、来年とかに向けていろいろな検討をしながら、どうして

いくのかといったところを教育委員会の中だとか、最終的には財政の関係もありますので、町も協議をしながら進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 町長からも大変ありがたい力強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

出生率1.20、北海道はそれよりも下でございます。若い子達が、結婚もしたくない、子供も産みたくない、いや、産めないというのが、将来、1年後、2年後、3年後、それが少しよくなるのかと、全く兆しが見えてこないというのが、これは足寄町だけではございません。

そういうときに、やはり身近な自分達の子供達を守っていこうという気持ちが、行政も、議会も、町民も、同じような気持ちで前向きにいけば、よりよい未来が開けてくるかと私は思うところであります。

まずはまちづくり、第7次に向けてまちづくりを考えていらっしゃると思いますが、物とかそういう、物もそうですが、まずは人づくりから、人口を増やすこともそうですが、今いるこの学校教育、義務教育を受けている子供達の教育から私は始まるのではないかと思っております。

最後になります。町長に御質問いたします。

このまちづくりの足寄町の観点から、この学校教育について、1問目の質問も、2問目の質問も、やはり子供に関わってくることでございます。この辺のお気持ちを伺いたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） まちづくりの観点からということでございますけれども、先ほども教育長の答弁の中にもありましたけれども、人づくりというような話がされていました。この後の時代を担うというか、次の世代を担っていくのはやはり子供達で

ありまして、子供達がきちんと育っていくということが、次の世代をきちんと、僕達の次の世代をつくっていくのだといったところなのかと思っております。

人口減少の部分の話もありましたけれども、人口減少も、やはり子供さんがなかなか産み育てていくのが、ある意味、人生の中で自分のマイナスになるのではないかと思われることによって子育てがうまくできないだとかという、子供が産めないとか、子供が育っていないだとかといったことが今まででも長いことあって、そういうことがあって子供達が少ないので、そして人口減少が進んでいくという、そういう、ある意味悪循環みたいな形の中で今進んでいるのかなと思っています。

今、いろいろなところで、いろいろな書物だとかいろいろ見ていると、今本当に子育てをきちんとできるような体制をつくつていかなければ、この人口減少というのを転換することができないというようなことも言われています。

そういったことを考えていきますと、やはり子育て支援という、子育て支援だとか教育支援だとか、そういったことが、やはりこれから、うちの町だけではなく日本全体で、もっと言えば、国も含めてきちんと取り組んでいかなければならない課題なのではないかと思っています。

足寄町にとってもそうですし、国にとっても、子供をきちんと産み育てていくことがきちんとできる、そういう環境をつくっていくという、それがその人の人生のマイナスになるだとかということではなくて、子供が生まれて育っていくことが、みんなにとって本当に幸せなことなのだと見えるような、そういうまちづくりというのを、やはりしていかなければならないのかなと考えているところであります。

ちょっと答えになっているかどうか分かりませんが、お答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） ありがとうございました。

最後になります。今回、この質問を当たるに当たって、大変お忙しい中、働き方改革を取り上げているにも関わらず、何時間も私の話を聞いていただいた校長先生方に感謝申し上げます。

以上で、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（高橋秀樹君） これにて、10番進藤晴子君の一般質問を終わります。

次に、4番矢野利恵子君。

（4番矢野利恵子君 登壇）

○4番（矢野利恵子君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

町職員の住居手当のうち、自宅に関わる手当を見直すことについて。

足寄町職員が自宅を持った場合、持家分の住居手当が支給されています。その額は、毎月1万6,000円、年間では19万2,000円にもなり、大多数の町民の理解は得られていません。しかし、既得権を侵害することも困難であると考えられることから、次のように変えていくことはできないか、お聞きします。

1、現在、持家手当を支給されている職員には、そのまま支給し、これから自宅を持つ場合から制度を廃止する。

2、廃止後は、持家手当を支給されている職員には認められていない住環境・店舗等整備補助金を町民と同じく交付し、20万円まではその半額、20万円を超えた場合は、超えた額の8分の1を基礎額の10万円に加算し、総額上限150万円とする今の補助率と補助限度額をできる限り上げていく。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 矢野議員の、町職員の住居手当（持家分）を見直すことについての一般質問にお答えします。

町職員の住居につきましては、以前は本町が職員住宅を建設して、職員の住居を確保していましたが、定住を図ることを目的として、新規の職員住宅整備を行わずに、持家に対する住居手当を支給することで、町内に住居を所有することを施策として推進してきた経過があります。

現在は、主に次の理由に基づき、町内に住居を所有している職員に対して、住居手当、持家分を支給しております。

まず、1点目としては、職員の定住促進と災害時における即応体制の確保の観点からです。

職員が町内に定住することで、自治会等の地域活動に参画するなど、地域コミュニティの維持につながるほか、緊急時には迅速かつ効率的に対応することができるため、町民の安心安全の確保が可能となっております。

2点目としては、人材確保の観点からで、労働人口の減少や公務員の成り手不足の中、福利厚生制度を整えることは必要不可欠であると考えております。

本町は都市部と異なり、民間の賃貸物件が限られており、定住促進や人材確保の観点から、職員への住居手当、持家分の支給の見直しについては、現状考えておりませんので、御理解賜りますようお願い申し上げ、矢野議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） この持家手当については、平成21年、2009年に人事院が、国家公務員に対して、自宅に関わる住居手当は廃止に向けて検討するように勧告している。国家公務員は、もう既に廃止している。地方公務員も、国家公務員に準じてそれに従っていくという方針を持っていて、給料を値上げするときは、人事院の勧告に従ってどんどん値上げってきて、

そして、これに対しては人事院の勧告があったにも関わらず、国家公務員もその勧告に従って持家手当を廃止したにも関わらず、地方公務員は続けていると。それについては、今後どのように考えていくのか、そこを聞きたい。値上げする都合のいいときだけ人事院の勧告だ、そして値下げというか、そのときには勧告に従わない。これはちょっとまずいのではないか、そして、その持家手当を出すという理由についても、現在ではあまりそんなになっていないのかなと。

持家手当をもらって住居を建ててここにいる人も、その家を安く売って町外へ出でいく職員も少なからずいると。を考えたら、今言われた持家手当を出さなければならないという理由も成り立たないし、何よりも、とりあえず国はやめなさいと言っていることだから、国に反することを今後も本当に続けていくのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 先ほども答弁をさせていただいた中でも触れてございますけれども、以前、矢野議員さんが、今の前に議員さんをやられたときに、きっとその話もずっとされていたのかなと思っております。そのときにお話させていただいている内容で、今回の内容についてもほぼ同じ内容なのかと思っておりますけれども、そういうことで、住居手当の持家分ということで支給をしてきております。

その支給の中身については、やはり国家公務員としては、国家公務員ですので転勤がありますから、それぞれ国家公務員の官舎という住宅部分を用意をしてあったり、それから、どうしても数が足りないときは住居手当の賃貸分の住居手当というのを支給したりということで、住居を提供しています。

この足寄町で見るとどうなのかということになりますと、先ほどもお話ししております

ますけれども、以前は職員住宅というのを建てて、それを職員に貸してという形になっていますが、平成の確か初め頃だったと思いますけれども、南6条の辺りに職員住宅も建てたりだとかしていますけれども、それ以降、職員住宅としては整備をしないで、そういうことではなくて、持家手当をそれぞれ支給しながら、それぞれの職員に、住居については、自分達でそれぞれ持家を持っていただいて、そこを使っていただいてというような形で進めてきているということで、国家公務員ではそういう形にはなっていますけれども、足寄町としては、今のような住居手当を支給しながら、持家をそれぞれ持っていただくという形にしています。

その中で、定住促進にもなりますし、もちろん、退職した後、どうしても足寄町に住むことができないだとかということでは引越される方ももちろんいらっしゃいますけれども、多くの方は、やはり持家を持っているということで定住を選択するという方も多くいらっしゃるのかなと思っています。これがアパートだとかで借りていふとなると、もっと足寄町ではなくて違うところにという方も多くなるのではないかとも思うところであります。

そんなこともあって、足寄町の施策として持家手当を出すという、そういう形で今まで進んできておりますので、引き続き同じような形でやっていくという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（矢野利恵子君） 職員を定着させるためにということですけれども、それは、一般住民のほうがもっとそういう気持ちを持って対応しなければならないのではないかなど。

私は言われたのは、これでは一般町民には出ていけということなのかなと。職員にだけ持家手当、定住させるという理由でお金

を出す。一般住民に出さないということは、一般住民には出でていけ、そういうことなのか、そのように言われたことがあった。

足寄がとか、そういうのがだめな、持家手当を廃止できない理由として、北海道新聞にも書かれていたのですけれども、北海道は職員労働組合の力が強く、市長も労組との選挙協力を意識するため廃止が進まないと。これが一番の理由ではないか。いろいろな理由をつけるけれども、一番の理由はここにあると思う。

私の個人の意見としては、組合というのは労働者と資本家、相容れないものだからこそ組合は必要だ。だけれども、公務員の場合は、組合の長が足寄の長になっていくことが多い。そんな中で、自分達の要求を自分達の思い通りにつくっていくことができる。そこはちょっとまずいのではないか。そのところ、もうちょっと襟を正して、万人が見てというか、客観的に見て、誰もが見て納得する、このやり方ならという、それを町職員という、議員もそうかもしれないけれども、襟を正していくかなければならぬと思う。自分にとって都合のいい制度をつくっていくのではなくて、町全体のことを考えた、本当に町が発展するような、そういうような制度というのを頭に入れてやっていかなければならぬ。

職員が、自分の立場だけを主張するのではなくて、町民全体のことを考えて町政を進めていくという、そういう観点に立って、この持家手当も、今後考え直していくということはできないのか、お尋ねします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） この制度が、町民の人達に出ていけと言っているような制度だということは決してないと思っております。町民の皆さんにも、ぜひ足寄町に定住をしていただいて、いつまでも足寄町で、住み慣れた町で住んでいっていただ

きたいと思っているところであります。この持家手当が町民に出ていけと言っているような制度だということには、私は思っては全然いません。

町民の皆さんには町民の皆さんそのための、議員さんもおっしゃられていましたが、定住促進のための住環境整備の補助金をつくっていまして、それは議会の中でもいろいろな御意見をいただきながら、そして使いやすいようにというようなことで、基本的には、低額のちょっとした改修から大きな改修まで含めて活用ができるような制度ということで、制度設計をしながら制度をつくってきたという経過があります。

併せて、その中身を少しずつ変えながら、使いやすいように、例えば、解体だとそういったことにも使えますだとかというようなことで、少しずつ中身も変えながら制度をつくってきておりまして、決して住民の皆さんに対して、定住のための、定住に少しでも資するような、そういったことでの支援というのもしていると、私どもとしてはやっていますということで考えております。

先ほども言いましたように、住宅、職員に対する住居手当、持家分については、先ほども言いましたように、主に二つの理由というようなことでお話をさせていただいておりますけれども、そういう観点で今まで支給をしてきていますし、今後も支給をしていくこうという具合に考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（矢野利恵子君） どうしても職員の持家手当は考え直さないということなので、それならそれで、そうしたら、町民に対する住環境補助金があるのですけれども、それはここに書いてある、20万まではその半額、上限150万円ぐらいしか使えない。職員の場合だと、もし30歳で家を建てたとしたら、その持家手当は60歳

の定年退職まで 576 万円入ることになる。町民の 150 万と比べたら、かなり差がある。このところを、補助率と、町民に対する補助率、補助額を、もうちょっと上げていくということを検討してもらえないか、お聞きします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） その件について、今年の 3 月の定例会のときの予算委員会の中でも矢野議員さんからお話をございました。

そのときに総務課長のほうから、内容、ゼロカーボンに向けてだとか、断熱効果を高くするだとか、そういった制度の改正だとか、そういったものに併せながら、また検討していくというようなこともお話をさせていただいておりますけれども、基本的には今までも、先ほども言いましたように、いろいろな形で少しずつ手直しをしているところもございます。

ただ、現状として、上限については今のところ変える予定はございませんけれども、ただ、今後も、先ほど総務課長が言ったように、ゼロカーボンシティだとかそういうことなんかも含めて、いろいろな形で、住環境の中身を充実させていくような、そういった中身を少しずつ検討していくなければならないのかなと思っているところでありまして、現状の中で、今、上限額をどうするとかというようなところはまだ検討はしておりませんし、今段階では、この 150 万円ということでやっていこうと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4 番。

○4 番（矢野利恵子君） どうしても持家手当、公務員のほうを優遇して、町民は 150 万止まりというところは、まだ今のところは、それを変えることは考えていないと。ただ、本当に今後どうなのかということを考えていってほしい。

やらないというものを、やってくれと

ぎやあぎやあ言っても仕様がないので、ここでやめるしかないのだけれども、ただ私としては、組合とかというのではなくて、本当に町長以下全員の入る互助会みたいなのをつくって、これはちょっと町民に理解されないのでないかと、うちらばかりがいい思いをしていると思われてしまうのではないか、そういうようなことをざくばらんに話して、みんなが、町民が納得するような、そういう制度改革に向けてやっていってほしいと考えるというか、そう希望するだけです。よろしくお願ひします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 中身が、職員の手当という部分と、定住促進、住環境の整備という、その補助金ということで、中身が違いますので、これを一律に同じ考え方で話すというのではなくなかなか難しいかというふうにも、多分 3 月のときにもそんな話したかもしれませんけれども、そう思っています。

ですから、住環境は住環境の補助金であり、手当は手当ということで、またさらに、これが確定ということでは、何でもそうですけれども、どんな制度でもそうですけれども、これが確定で、永遠に変わらないということではないのかなと思っていますが、そういう状況を見ながら、検討していくところは検討していかなければならぬかなと考えております。

ただ、現状でいくと、矢野議員さんからおっしゃられたような中身で、急激にえていくだとかというようなところは考えていないというところでございますので、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4 番。

○4 番（矢野利恵子君） 同じ定住促進ですから、町民に対する 150 万上限のやつも、10 年間足寄に住んでいなければならぬという、あるのです、10 年以上。もちろん 10 年以下で足寄を出ていった人に

は、その住環境補助金を返してもらうよう
にやっていると。だから、別な話ではな
い。言いましたけれども、同じですから、
職員定住、町民定住、同じ定住のことにつ
いてのお金の使い方ですので、そこをき
ちんと正確に把握して、物事を進めていって
もらいたいと思います。

それでは、もう変えないと言うのだから、
もうこれ以上言っても無駄なので、何
とか本当に襟を正した、みんなが納得する
ような、そういう町政をやっていってほ
しいと、それを願うばかりです。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 何回言っても同じ
ということで言われましたけれども、やは
り、中身は、本当職員の手当という部分
と、それから住民に対する支援といった部
分ということで、中に書いてある定住だと
かといった部分は確かに同じ部分はあるか
もしれませんが、そこはきちんと、制度は
制度としてありますし、補助事業は補助事
業でありますしということで、そういう切
り分けで考えていかなければならない問題
なのかなと思っております。

私どもとして、襟を正してだとかとい
ふことで言われましたけれども、決してそ
のことが間違っているという、襟を正すって
何となく間違っていることを正すみたいな
ような意味合いになるわけですけれども、
決してそうは考えておりませんので、その
辺りも含めて、御理解いただければと思
います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、4番、
矢野利恵子君の一般質問を終わります。

次に、8番細川勉君の一般質問を行いま
す。

8番細川勉君。

（8番細川 勉君 登壇）

○8番（細川 勉君） 議長のお許しを得
ましたので、通告書に従い一般質問をさせ
ていただきます。

質問事項。

介護・医療人材の確保・維持について。

本町では、本年3月に、介護療養型老人
保健施設あづまの里が、人材不足により、
負担増が原因で廃止となった。医療、介
護、福祉の充実は住民サービスの最重要事
項であることから、行政側も単なる聞き取
り、情報共有だけではなく、人材の確保、
維持、離職防止に関して、積極的、主体的
に対策を講じる段階にきているのではないか
と思われることから、今後の医療・介護
人材対策に関して伺う。

（1）介護労働安定センターによる令和
4年度介護労働実態調査によると、介護職
の42.9%が50歳以上との結果となっ
ている。本町の場合は詳細なデータがなかつ
たが、もし本町も同様と仮定した場合、団
塊ジュニア世代が後期高齢者になる令和2
2年には、現在50歳の介護職の人は66
歳以上となり、体力的な理由などで退職
し、介護士が不足すると思われることから、
介護事業所の状況をヒアリングするだけ
ではなく、町が主体的に介護職人材の確
保、採用の対策を主導し、求人広告会社や
人材紹介会社に依頼する等の積極的な行動
は取れないか。

（2）介護人材の離職対策も人材維持の
投資と捉えて、町が主体的に行う時期にき
ていると思われるが、町は介護人材の離職
の原因がどのようなものであるか把握して
いるのか、また、その要因の抑制に対する
町の方針や対策はあるか。

（3）介護人材不足の対策として、ICT
化、DX化、介護ロボットの導入を厚生
労働省も推奨しているが、本町の現状は。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 細川議員の、介
護・医療人材の確保・維持について的一般
質問にお答えします。

1点目の、町が介護職人材の確保、採用
の対策について主導し、求人広告会社や人
材紹介会社に依頼する等の積極的な行動は

取れないかについてですが、本町におきましては、介護人材の確保と定着を図るために、平成29年度より、足寄町介護従事者就業支援等補助金交付要綱を制定し、一定の条件に基づき、町内の介護事業所等へ就職した場合において、就業支援補助金として、就職支度金及び継続して就業した場合の就業支援金を交付しているほか、住宅準備支援補助金、支度準備補助金を交付し、本年5月末までに66名が本制度を活用し、就業しています。

また、令和元年度からは、町内の介護事業所が連携し、人材の確保や育成、離職防止を図る事業を実施するために、足寄町介護事業所連絡協議会を設立し、町内事業所職員による情報交換の場の提供や新聞折込等による求人募集を行っており、令和5年度においては、外国人人材の雇用をしている先進事例についての研修会を開催しているところです。

さらに、介護人材の育成としましては、主として、足寄高校の生徒を対象に、介護職員初任者研修を隔年で開催しているほか、毎年、高齢者等複合施設においてインターンシップの受入れを行うなど、足寄高校生が介護に対し興味と理解を持ってもらえるような取組をしており、過去3年間においては、足寄高校から足寄町社会福祉協議会に、毎年3名が介護職として就職している状況です。

また、足寄町介護福祉士修学資金貸付条例に基づき、足寄高校を卒業し介護福祉士養成施設へ入学する者に対し、修学資金の貸付を行い、介護福祉士取得後、町内の介護事業所に一定期間従事した場合、貸付金の償還を免除することにより、介護福祉士の確保と定着を図っています。

求人広告会社や人材紹介会社への依頼につきましては、現状としては、必要に応じ各事業所においてハローワークへの求人申し込みや、人材紹介会社による職員採用を行っており、ハローワークの情報につきま

しては、足寄町、本別町、陸別町の3町で開催する、とかち東北部移住サポートセンターのホームページに掲載しており、本町のホームページからも閲覧することが可能となっていることから、現段階では町として依頼することは考えておりません。

2点目の、介護人材の離職の要因の把握と抑制対策についてですが、離職の要因としましては、身体的事由、家族の転勤や介護等の家庭の事情、キャリアアップのための転職が主な要因であると聞いており、その要因の抑制を町が行うことは難しいと考えております。

なお、本町における対策としましては、平成29年度に、足寄町介護福祉士実務者研修受講料等補助金交付要綱を制定し、介護福祉士の資格取得に係る費用の一部を補助することで、町内の介護事業所等に勤務する従業者のキャリアアップを支援しています。

3点目の、介護人材不足の対策として、本町におけるICT化、DX化、介護ロボットの導入の現状についてですが、町内的一部の介護事業所においては、タブレットを用いた支援記録の作成を行い、職員間の情報共有や業務の効率化を図っています。

また、本年度より着手する特別養護老人ホームの建設に際し、入所者へのサービスの向上と職員の負担軽減を図るため、ICTの導入を予定しています。

本町における65歳以上の人口のピークは過ぎましたが、85歳以上の高齢者人口は令和17年まで増える見込みであるため、今後、さらに介護、医療人材の確保が重要となってまいりますが、地域で高齢者を支える仕組みも必要であると考えておりますことから、関係機関と連携し、安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、細川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） ここで、暫時休憩をいたします。

2時5分まで休憩といたします。

午後 1時51分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

8番細川勉君の再質問を許します。

8番細川勉君。

○8番（細川 勉君） まず（1）番から、広告で依頼することは考えていないとのことでしたが、現在、足りているという状態ですか、介護士。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） 現在、介護事業所等において、介護福祉士について、人員基準等に絡む人数については、確保できているとお聞きしております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川 勉君） 老健が廃止されて、そこから人が流れて、足りているというような状況が起きているのですか。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） 人員基準については、従前からクリアするだけの人員を確保しております、今回、老健あづまさんから転職をされて、就職されている方は何名かいらっしゃいますけれども、その方が就職して、初めて人員基準をクリアしたとはお伺いしておりません。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番。

○8番（細川 勉君） 足寄町で推進している地域包括ケアシステムですか、その中核として老健があると思うのですけれども、その老健が今なくなって、その機能は、また何か地域包括ケアシステムのために補うとか、つくるとかという予定はあるのですか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 地域包括ケアシステムという、そういうシステムもありますし、町として、今まで医療と介護・保健・福祉連携システムというシステムもありましたけれども、その中の一つのいろいろな、特養があつたりだと、むすびれっじがあつたりだと、もちろん医療と言つてはから国保病院だと、病院がまずは中核になってということなのですけれども、その中の一つとして老健もあったということです。

そこだけが中核になってということではなくて、そういう足寄町にある資源をいかに連携して使っていくのか、そういう形の中で、足寄町の高齢者の方達が、何か施設に入ったり、例えば施設に入らなくてはならないとかあつたりだと、そういうときに、そういう形で使っていくことができる。できれば、また在宅に戻れるのであれば在宅に戻ったりだと、ということで、足寄町に、住み慣れた町ずっと住み続けるという、そういうことができるようなシステムをということでやってきています。

老健が3月でなくなりましたけれども、その後どうするのかといった部分でありますけれども、いかに老健に入らなければならぬような方達が出てきたときに、ではそういう施設をきちんと探すことができるかどうかというところになるのかなと思っています。そういった相談業務ですとか、そういったものをきちんとやっていかなければならぬのかなと思っているところであります。

施設については、例えばほかの町にも、本別ですか、上士幌ですか、帶広ですか、いろいろなところにそういう施設がありますので、老健だと、そういう施設に入らなければならないということになったときに、いかにそういう施設につないでいるかという取組をきちんとしていくなければならないのかなと思っています。

町内にそういう老健の施設をさらにまた新しく作るだとかというような考え方は、今のところございません。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番。

○8番（細川 勉君） 分かりました。

老健、僕のイメージでは、骨折とかで怪我をして、骨折が原因で寝たきりとか介護とか、そうならないために老健で短期的に、集中的に、何か人員基準で、お医者さんの数とか療法士とかの数もある施設なので、そういう施設がなかったらだめなのかなと思っていたのですけれども、答えとしては、ほかの地域に回すというか、頼るということでおろしかったですか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 例えば、骨折したとかということだと、当然それは、病院にまずは行かなければならぬということになりますよね。病院に行って、まず骨折治すと。だけど、骨折治ったからって、すぐ家帰って生活できるかというとそうではなくて、ある程度のリハビリみたいなのをしなければならないというところで、リハビリをするそういう施設ですとか、それから例えば、医療的な措置が必要ですよということが継続してあるということになれば老健みたいな施設だとかということで、それぞれの機能というのがありますので、それぞれの機能に合った、そういうところにいかに入所できるかというか、そういったところにつないでいくかというのが大事なのかなと思っています。

ですから足寄の場合、老健がなくなりましたので、医療行為が常に必要という方達というのは、例えば病院だとかでも入って、そんなに介護度が高くなくて、介護にそんなになければ、それは病院だとかでももしかしたらいけるのかもしれないですし、医療のほうがそんなに必要ないとなると、例えば特養だとかという施設もあるのかもしれないし、介護度だとかいろいろあ

りますけれども、その人その人のそのときの状況に応じて、どういう施設がいいのかというのを相談に乗りながら、きちんとそういう施設につないでいける、そういうことが大事なのかなと思っているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番。

○8番（細川 勉君） 分かりました。

1番は終わりで、次に（2）番で、離職の原因です。

以前、所管事務調査、文教の所管事務調査でもキャリアアップというふうに、理由は聞いていたのですけれども、キャリアアップですと町の施策はない、抑制が難しいということなのですけれども、例えば、キャリアアップの場合は研修や教育プログラムの講習会みたいなのを支援したり、講習会に参加したらポイント。その介護施設によっては100回帳みたいな、100回帳というのは、ある特定な、例えば、介護士の職員の仲間が急に休んだりして、代わりに出るとなったら1個ポイントを押すとか、講習会とか教育プログラムに出ると1個押すとか、それが100回たまつたら、その施設によって、民間の施設でもあるのですけれども、5万円とか、そういう取組とかもあるので、そういうような支援とかというのはできないものですか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） キャリアアップのお話であれば、例えば、先ほどの答弁の中でもお話をさせていただきましたけれども、足寄高校から社会福祉協議会に介護職として就職をしています。その方達が、皆さんが初任者研修だとかそういうものを受けているかどうか、そこは分からぬのですけれども、ただ、仕事をしながら勉強して、介護福祉士の資格を取ったりだとかということがされています。

今年も、高校卒業されて3年間くらい経験が必要なのですけれども、その後試験を

受けて、介護福祉士の資格を取ったという方が、確か3人か4人くらい今年もいらっしゃったと聞いています。

ですから、むすびれっじなどで働きながら、次にキャリアアップするというか、それまではそういう資格を持っていなかつたのだけれども、仕事しながら勉強して資格を取ったというようなことも聞いていますので、事業所の中でそういう取組も、多分、一人でやるのは大変なので、例えば何人かで一緒に勉強したりだとか、そんなこともされているのかなと思っているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番。

○8番（細川 勉君） 分かりました。2番は終わりで、次、3番です。

町のICT化、介護人材、介護のICT化、DX化、ロボット化の件ですけれども、具体的にタブレットを用いた支援記録、これ科学的介護とか、そういう話ですか。

では質問を変えて、タブレットを使ったICT化というのは、具体的にどういうようなものですか。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） タブレットを使ってといったところでいきますと、それぞれ入所されている方達の、その日その日の状況ですか、どういうことがあってどう対応しただとか、そういったものをそれぞれタブレットの中に記録をするということにして、そのタブレットで記録されたことが、ほかの職員の方達にも共有されるという形になって、その人だけが、例えば、紙で書いただけでいくと、その人だけが見て分かるというところを、職員の皆さんがあんなで分かるようになるというような形でタブレットを使用しているというところが

されているというところです。

ICT化と言うかどうか分からぬですけれども、トランシーバーだとかそういうもので、何かあったときに、すぐにはかの職員の方に連絡が取れたりだとか、そういう取組、まだ、多分始まったばかりだと思いますので、これからいろいろな形で、いろいろなそういうICTの技術というのも発達していくのでしょうか、そういうものがだんだん広まってくるのかなと思っています。

やはり、介護の職場もマンパワーが一番大きいところでありますので、やはり人が、ある程度の人間がいなければならぬ。定数だとかいろいろ決まっていますけれども、多くいるに越したことではないということは確かにあるのかもしれません。

なかなか、今後、そういう人材を、先ほどお話しさせていただきましたけれども、介護福祉士の資格をきちんと取っただとかという方達もいらっしゃいますけれども、全体としては不足していく可能性があると。そうすると、そういうICTだとかDXだとか、いろいろな技術を使いながら、人材が不足している部分、マンパワーだけれども、その部分で埋めていくことが何かできることがないのかというようなところを、今後では取り組んでいかなければならない課題にはなってくるのかなと思っていますし、いろいろなところの、進んでいる施設なんかもあると思いますので、いろいろな情報を集めて、足寄町で一番活用できるというか、うまく活用できるようなものがあれば、そういったものも活用していくような取組が、今後、必要になってくるかなと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番。

○8番（細川 勉君） 今、マイクの話が出たからお話しするのですけれども、人員配置基準、これを下回ると人員基準欠如減算という制度が適用されて、介護報酬、最

大30%減額されるとなっているのですけれども、これを緩和する処置として、例えば、老建の施設の場合には、見守りセンサーと、夜間、職員全員がインカムをつければ、1日当たりの配置人数が、2人以上が1.6人以上で済むようになる。こういうふうに緩和されているので、そういう面でもインカム、こういうICT化とかDX化が必要ではないかというのと、例えば、排尿の予測機器、これ介護保険適用というか、介護のあれにもう指定されているということになっているのですけれども、排尿が予測できるので、この排尿予測機器を使ったら、職員がおむつを確認して回るらしいのですよね、漏れていなかとか。そういう作業もいらなくなるし、減らせるし、おむつの交換とかも少なくなるので、こういうふうな機器とかは、導入の予定はありますか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 特養などでは、ベッドから降りたときに、降りたというのが分かるだとか、そういうようなセンサーだとか、センサーというのか、敷いてあるところでそこに降りると、体重だとかそういうものできっと分かるのだろうと思うのですけれども、そういうものですとか、いろいろな取組、今やれる取組についてはやっています。

今後についても、先ほど申し上げましたように、細川議員さんもいろいろと勉強されていて、いろいろなこと、こんなことあるよと今お話をいただきましたけれども、そういうものも含めて、今後、取り組めるものがあるかどうか、施設の中でそういう取組が必要なものなのかどうかといったところも検討しながら、必要なものについては整備をしていくということになるのかなと考えておりますので、今後いろいろな機械というか装置というか、そういうものが出てくる、今までよりも、もっともっといいものが今後出てくると思いますので、

そういうものを、足寄町で取り組めるものについては取り組んでいくようになるのかなと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番。

○8番（細川 勉君） 分かりました。

とりあえず、介護の質問はこれで最後なのですけれども、一応この質問をした目的というのが、介護士の数が、2040年が一番不足のピークになるので、先ほど最初のほうにも言ったのですけれども、介護士の年齢も高齢化というか、50歳以上が42.9%、最初の質問にも書いていますのですけれども、令和22年には年になっている、50歳以上の一番若い世代でも、もう66歳以上になっているので、それで介護士が不足したら、また人員配置基準が下回るという恐れもあるので、それを防ぐ受け皿としても、介護のICT化とかDX化が必要なのではないかと思って、質問をさせていただきました。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 続けて、次の質問にいって構いません。

○8番（細川 勉君） 鹿による農業被害に関する対策について。

令和2年と3年の定例会においても、エゾシカの被害と対策に関する一般質問があったが、町としては、鹿柵の対応は、足寄農協内にある鹿柵管理運営協議会と西部地区の鹿柵管理運営協議会が適切に柵の管理運営をしており、ハンターへの駆除に対する報償費は他町村と比べても妥当との回答で、被害額も1億円台から9,000万円台にまで減少した状態で推移し、駆除数も1,400頭台以上を保っている。

このように、数字上は対策されているが、一方で農業従事者にとって被害は続いている、成果は実感できず、問題が解決できていないとの意見がある。

一次産業である農業の後継者がいなくなり、衰退すれば、その農産物を運ぶ町内の

三次産業や農産物を購入して商売に利用する二次産業にも影響が出てくることが想定され、そのような未来にならぬよう、エゾシカの被害から農家を守るために、以下について伺う。

(1) 町がエゾシカの対策として成果を出していると評価している、または参考としている自治体、または組合はあるか。

(2) 町が今後主導して、エゾシカの生息状況や通り道などの調査をする予定はあるか。

(3) 町の対策として、鹿の総数を減らすための駆除、捕獲の具体的方法、鹿の農地への侵入を減らす具体的方法、鹿の生存確率を下げるための具体的な方法はあるか。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 細川議員の、鹿による農業被害に関する対策について的一般質問にお答えいたします。

1点目の、町がエゾシカの対策として成果を出していると評価している、または参考としている自治体、または組合はあるかについてですが、本町では、以前よりエゾシカによる農業被害に苦しんでいたことから、足寄町農業協同組合をはじめ関係者の御理解のもと、国の各種補助事業を活用して、平成8年度からエゾシカ侵入防止柵の整備を行い、平成24年度までに町内一円となる総延長626キロメートルを整備するなど、エゾシカによる被害防止対策を行ってきました。

また、町が委嘱する鳥獣被害対策実施隊による捕獲も行っており、本町のこれまでの対策には一定の成果があったものと認識しております。

現在、有害鳥獣対策として、具体的に参考にしている自治体等はありませんが、道内においてエゾシカ生息数が増加していること、本町における農業被害額も増え続けていることから、本町でも導入可能な対策事例や技術について、情報収集を今後も進

めてまいります。

次に2点目の、町が今後主導してエゾシカの生息状況や通り道などの調査をする予定はあるかについてですが、現在、町独自で生息数等の調査を行っていません。本町は、広大な行政面積を有し、全町での生息数調査は現実的には不可能と考えています。

3点目の、町の対策として鹿の総数を減らすための駆除、捕獲の具体的方法、鹿の農地への進入を減らす具体的方法、鹿の生存率を下げる具体的な方策はあるかについてですが、本町では、平成20年に施行された、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、足寄町鳥獣被害防止計画を作成し、計画的に有害鳥獣の捕獲を行っています。

農業被害が最も多いエゾシカは、令和5年度から捕獲計画頭数を2,500頭に増頭し、有害鳥獣駆除期間中、鳥獣被害対策実施隊が銃器や箱わな、くくりわなによって捕獲に当たっています。

多くのエゾシカは、夜間に畠や牧野に出没し、農作物に被害を与えますが、夜間は銃器使用ができないため、日中、鳥獣被害対策実施隊員が、被害を発生させる個体を発見して捕獲しているのが現状です。

次に、農地への侵入を減らす方法ですが、エゾシカ侵入防止柵については、設置から年数が経過しており、破損した箇所からエゾシカの侵入を許している可能性も高いことから、管理する町内の二つの協議会とも連携し、維持管理の徹底を図ります。

また、侵入防止に有効である電気牧柵の設置なども進めていく必要がありますが、現在の国の制度では、新規と再編整備に関する補助があるものの、補助対象が限定されており、決して十分な制度とは言えないため、補助制度の充実について、国への要望を継続して行ってまいります。

エゾシカの生存率を下げる方策につきましては、エゾシカは繁殖能力が高いため、

雌の個体を重点的に駆除することで、個体数の効率的な削減につなげることが可能と考えられています。

また、町の森林の多くを占める国有林内や、鳥獣保護区の九州大学北海道演習林内でもエゾシカの数が増え、森林等への被害も報告されていることから、関係機関と連携し、必要に応じて捕獲を行うことも有効だと考えています。

エゾシカを中心とした有害鳥獣対策は、農林業を基幹産業とする本町にとって非常に重要な課題であるため、今後も情報収集を行い、有効な対策を検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、細川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 8番。

○8番（細川 勉君） （1）番の再質問です。

鹿対策に対して、特に参考としている自治体、事例とかはないということですが、今の状況で十分満足という考え方で大丈夫ですか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 満足しているかどうかという話になりますと、満足しているということにはならないと思います。というのは、被害額も1億円ぐらいになるという額が出ていますから、当然のことながらこれだけでは済まないわけでありますけども、もっともっと対策を本来はやらなければならぬところでありますが、なかなか有効な手立てというか、先ほども答弁させていただきましたけれども、鹿の侵入防止柵を張ったりだとか、それから有害駆除だとか、そういう取組をしていますけれども、そのほかに有効な手立てというのがなかなか見つかっていないというような状況なのかなと考えておりますので、満足はしておりませんけれども、現状の対策をさらに強めていく、そういったことが必要なのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番。

○8番（細川 勉君） 現状の対策としては、鳥獣被害対策実施隊が、銃器や箱わな、この方策で駆除、鹿の被害を防止していくという策とのことですけれども、UHBのテレビでやっていたのですけれども、北海道猟友会によると、2023年時点ではハンターの登録者の半数が60歳以上となっていて、今後ハンターが増えていくという状況がなかったら、今抑えられても、ハンターが少なくなったら、将来被害が増えるのではないかと思うのですよね。今はハンターがいるから捕ってくれて、被害も今の状況ですけれども、ハンターが少なかったら被害も増えていくと思うのです。将来に向かって、例えば農業従事者の場合は、今の子供世代、それが大人になった時代には、もっと農業被害が出る状態で、農業経営しなければいけなくなるのではないかと思うのですけれども、そういう状況で、今の状況、ハンター頼みだけで大丈夫なのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木経済課長、答弁。

○経済課長（佐々木康仁君） 今の、ハンターさんのお話になりましたけれども、現在、北海道猟友会足寄支部には、会員49名いらっしゃいます。その平均年齢は58歳と、細川議員おっしゃった通り、60歳を超えるということもあるらうかと思います。最高齢でいくと86歳の方がまだ会員であったり、最年少の方だったら32歳ということであります。

先ほど町長からもお話ありましたように、現状が素晴らしい進んでいるかということでいくとそうではなくて、何とか現状確保を維持しているというような状況なのだろうと。ただし、農業被害はどんどん増えているというのも現実です。

なかなか有効な策はありませんけれども、猟友会の皆さん含めて、あるいは農協

さん、農業関係者の皆さん含めて、どういう方策を取っていくのがいいのか、また情報交換しながら進めていかなければならないと考えてございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番。

○8番（細川 勉君） ちょっと事例を持ってきたので、鳥獣害被害対策を、参考になればと思って持ってきたので、島根県の美郷町という自治体がありまして、この自治体は、美郷バレー課という、役所の中に課があって、鳥獣被害対策や捕獲した鹿やイノシシの活用対策を含めた鳥獣害対策を強く特化することで、鳥獣害対策と住民の取組に関しては、島根県美郷町に行けば新しい技術や情報が入り人脈も広がるという思いから、日本をリードする鳥獣害対策版シリコンバレーという意味から、美郷バレーという課を名前つけてつくった。

今後、ハンターが減っていくので、何らかの、町で鳥獣害被害対策の専門の課みたいのはできないのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 美郷町での、具体的にはどんなことをやって、何とかバレーという、そういうものをやってると言ったところが僕としては聞きたいところではあったのですけれども、現状として、具体的に、ではどんなことをやって有害駆除、鳥獣の被害を減らしていくのかといったところがやはり一番大事なところなのかなと思っています。

現状、足寄町も、職員もそんなに多くいるわけではなく、その中で、新たにそれだけのための課というのは、なかなか難しいかなと考えております。

北海道なんかでも、エゾシカ対策課だったかな、北海道なんかはそういう部署をきちんとつくってやっていますけれども、なかなか小さい町で、ただそれだけでというのは難しいと考えているところであります。

もっといろいろな取組、例えば、今の有

害駆除だけではなくて、こんな取組もある、あんな取組もあるということで、もっともっと違う取組をしていかなければならぬとなつたときに、そういう担当をつくるということも、それはそのときにはあるかなと思いますけれども、現状では、今つくるという考え方はございません。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） はい、8番。

○8番（細川 勉君） 分かりました。

1番の質問は終わりで、2番です。

生息状況の把握の質問です。

地域が広いということで、生息数の調査を行ってはいないとのことだったのですけれども、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律により、市町村は鳥獣の生息地の把握やモニタリングを行うことはしなければいけないとかという義務はないのですか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木経済課長、答弁。

○経済課長（佐々木康仁君） 鳥獣被害防止特措法の条文に関することだと思います。

この法律の第13条で、被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査について想定されていますが、同条1項に、農林水産業等に係る被害に係る鳥獣の生息の状況及び生息環境、その他鳥獣による農業水産業等に係る被害の防止に関し、必要な事項について調査を行うものとすると規定されております。義務であれば、調査を行わなければならないという規定になると思いますけれども、調査を行うものとすると規定されていることから、努力義務と解釈をしております。

実際に、本町の鳥獣被害防止計画策定に当たっても、調査を行っておりません。ほかの市町村計画でも、調査を行ってそれを基にという計画は、現実できないのだと考えてございます。

生息数を調べるだけで経費もかかります

し、生息数を確実に押さえることは、かなり厳しいのではないかと考えてございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番。

○8番（細川 勉君） 義務化ではないとのことでしたが、生息状況を把握、ほかの自治体でも、生息状況を把握することでハンターとかとの情報共有とか、わなを仕掛ける場所とか、ふさわしい場所とかも把握できるという、これはドローンを使った場合の調査なのですけれども、そういう効果もあるのですけれども、今後はそういう目的で、防止というか、鹿の捕獲の目的で生息状況を把握するということは、これからもしないということですか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁

○町長（渡辺俊一君） 今まで、エゾシカの生息数だとかというのは把握はしたことがございません。

北海道だとかで、ライトセンサスといって、夜間にライトをつけて、一定の定点観測ですけれども、そこでライトをつけて、鹿の目が光るので、その数を数えて、毎年同じ場所でこうやってやっていて、どのくらいの頭数がいるだとか、去年と今年、毎年そのところでどのくらいの頭数がいるだとか、そういうことで、全体の頭数として増えている減っているだとかというような、そういうことは今も何かやっている、僕もずっと昔の話なので、やっていましたので、そういうことをやっています。

北海道では、生息数として、令和4年ですけれども、72万頭という頭数を推定をしています。東部で32万頭、北部で19万頭、中部で、中部地区で21万頭ですかということで、北海道でも一定程度そういう調査をしながら、大体の頭数を想定しているというところで、ただ、動き回る生き物ですから、犬みたいに、きちんと毎年検査してだと、注射してだとというようなことで、頭数がきちんと把握できるということではないので、頭数をきちんと生

息数を把握するというのは困難だと思っていますし、仮にやったにしても、動き回る鹿を、今日見た鹿と、明日見た鹿と、違う鹿かと言われるとそうではないかもしれないわけですから、ちょっとそこはなかなか難しいのかなと思っていますので、多分、推定はできるけれども、きちんと把握するというのは難しいかと思っています。

それに係る経費も、先ほどの話もありましたけど、経費だとか人だとか、そういういたものも含めて、なかなか難しいのかなと思っていますので、北海道でそういう想定を出していますので、それでいくと、令和3年から比較すると、令和3年では全体で69万頭ですから、令和4年では72万頭ということで、3万頭ぐらい増えているということになりますので、全体としてやはり増えている状況があるのかなというところであります。足寄に何頭いるか分かりませんけれども、足寄もきっともっと増えているのだろうなと想定するところであります。

そういうことで、多分、鹿も獣道というか、そういういつも通るような道って決まってはいるのだと思うのですけれども、そこをきちんと把握できるかというと、これまた、ずっと町内全体を観測して、観測というか見回って、そういう獣道がここだよだとかというのを把握するのはなかなか難しいのかなと思っていますので、全体として、そういう部分は、町としてはできないなと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番。

○8番（細川 勉君） 分かりました。

先ほども言ったのですけれども、生息状況の質問はこれで終わるのですけれども、先ほども言っているのですけれども、要するにハンターの人数が減って、経験のあるハンターの数も、総数が減っていくと思うのです。そしたら、捕りに行くのが難しいとなったら、やはりICTとかの機械を

使って、ドローンの場合上空から見られるので、テレビで何か見たのですけれども、ハンター何十人か入って、鹿2頭ぐらいしか捕れなかつたのですけれども、ここ何がよかつたかというと、その山には鹿がないと、ドローンを上げて分かったから止められたのです、捕獲を。そういうこともできるので、今は急務ではないのかもしれないですけれども、生息状況の調査、人がいなくなつたら、人手がいないので、山に入る人の数も少なくなるので、ハンターの、生息状況の調査も、鹿がいるという情報があつたほうが捉えやすいと思われるので、できれば今後、検討していただければと思います。

次、3番。

鹿の総数を減らすための方法と、進入を防ぐ方法、生存確率を下げるための方法。

減らすための方法は、銃器、わなです。先ほども、ちょっと質問がかぶるので、まとめるとき、銃とわなの関係ですと、ハンターの数が少なくなるのでという質問と同じなので、ちょっと省略するので。

次、電気柵の設置です。周りに雑草が、電気柵があると触れて、漏電が起きて故障したり、電力不足で全然反応ないということになるので、除草することで漏電も防げるし、鹿の隠れる場所もなくしたり、草を食べて農地に近づいてくるという機会も減るので、この除草がすごい効果的と言われてるのですけれども、農業従事者の方は草刈りする時間が、手が回らないということが言われてるので、町が鳥獣被害防止総合対策交付金、または鳥獣被害防止対策に係る特別交付税などを使って、農地の周りの雑草を刈ったりするということはできないのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 先ほどの答弁の中にもございましたけれども、鹿の侵入防止柵も626キロメートルぐらいあるのです。多分、そこを草刈りするとなると、6

26キロメートルよりももっと増えるかなと思っています。ということになると、町でそれをやれるかというと、やはりこれはやれないというのが実態であります。

電気柵は、お話をありましたけども、雑草が伸びてくると、電牧に雑草くっついたりとかすると本当に漏電だとかして、結局役に立たなくなつたりだと、今まで何回かやってますけども、バッテリーを近くに置いておいてやってますけども、このバッテリーの交換も頻繁にやらなければならないだとか、なかなか電気牧柵も、家の周りの小さな畠だけでやるのであれば、これなかなか効果的かなと思いますけれども、足寄町のように広いところで、広い畠を周りを電牧で巻くというのも、これまたかなり難しいですし、雑草を刈るというのも、これまたすごい大変なことで、なかなかそれはできないなと思っています。

基本的に、農家の方達が自分達の畠を守るといった部分で、そういう取組だとかも、やはり本来はしていただきなければならない部分もあるのかなと思っています。昔でいくと、ハンターさんも、農家の方達が自分の畠を守るために鉄砲を持っていたという方達も多くいらっしゃったというところで、最近はなかなか若い人達も忙しくて、鉄砲持てないだとかというところで、ハンターさんの数も減ってきてているのだろうと思いますけれども、しかしながら、農家の方達にそれを全部やれというのはとても言えないでの、なかなか難しいところなのかなと思っています。

先ほども言いましたように、なかなかこれを減らす、被害をなくすという部分でいくと、なかなか有効な、鹿柵だとか駆除だとか以外に有効な手立てがないというのがやはり実態なのかなと思っておりまして、やれることは、今の対策を少しでも強化するという取組。

細川議員さんが言われるように、確かにこの後、ハンターさんが高齢化していった

ときに、少なくなっていくのではないかという心配も、当然のことながらあるのかなと思っています。3年くらい前には60人くらい、平成30年には63人いたハンターさんも、先ほど言いましたように今は49人くらいだとかということで、かなり減ってもきていますし、そういった意味で、今後の対策というのはなかなか厳しいのかなと思っていますが、いろいろな手立てを今後も考えていかなくてはならないのかなと。

今、ではこれやつたら完全に減らすことができますということがちょっと言えませんけれども、今後も引き続き検討していくなくてはならないと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番。

○8番（細川 勉君） 除草の話ですけれども、多分六百何キロメートルをやるという話ではなくて、多分、農業被害は多分、農家さんの作物が食べられている時点で農業被害なので、ほかの部分は別に、被害が出ていないところは別に関係ないので、農家さんの被害とかヒアリングして精査して、そこで雑草とか、全部ではなくて、被害が出ていて、被害額が大きい農家さんとかの周りの雑草を刈るとかというようなことができるのかなと思って、質問させていただきました。

次、鹿の生存確率を下げるための方策です。

雌の鹿を駆除することですが、例えば、エゾシカの死亡原因は、一番は駆除なのですけれども、冬期間の餌不足による小鹿の餓死がエゾシカの頭数の増減に影響があると言われていて、積雪により餌がなくなり、木の皮を食べることで生き残っていると思います。その餌となる樹木を、ワイヤーまたはテープ巻きなどをして、樹木を餌にできないようにすれば、エゾシカの増殖を抑えることができるのではないかでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 先ほどのエゾシカ侵入防止柵の関係ですけれども、基本的には農業被害があるために柵を作っているわけでありまして、626キロメートルはちょっとオーバーなのかもしれませんけれども、きっと、それは山と畠の間に入っているわけで、さらにもっと被害を減らすとなると、ぐるっと本当は巻かなければならぬということになると、本来からいくと、もっともっと距離は増やさないと減らせないという状況であります。

エゾシカ侵入防止柵が完全かというと、決してそうではなくて、道路があつたり、川があつたりということで、抜け道というのはいっぱいあるのですよね。ですから、そういうところからまた鹿が入ってきて畠を荒らすということもあるので、これまた防止柵が完全なものということでもないという状況にはあるのかなと思っています。

今、林業被害でありますけれども、今、足寄町ではあまり林業被害ということで、金額として、被害額幾らというようなことは出ておりません。今、お話をたよに、冬の間に皮を食べたりだとかそういうことで、そうやって悪さをするということもあるのですけれども、それがすぐに被害額になるかというとなかなか、それで木が枯れて倒れたりだとかということになると、1本だめになったということで被害額が出てくるのですけれども、長いことかけていくと、大きくなったときに、どれだけ鹿の被害があったのかというのはなかなか分からなくなってくるというところもあって、林業被害ってあまり出てこないところであります。北海道全体でも、林業被害って4,800万くらいだとかということで、被害額としてはそんなに、農業被害から比較すると100分の1くらいの額になっています。

確かに言われるように、食べられなくするほうがいいというのは間違いないのです

けれども、それ1本1本巻いていたら、何本巻かなければならないのかという話にもやはりなってくるので、これまた難しいなと思っています。

やはり山に入っている鹿のほうが多いですから、なかなかそれが林業被害を減らす、そして食べる物がなくなつて餓死するだとかということにつながっていくかもしれません、それはちょっと、かなり難しいのかなと思っています。

それと、最近でいくと、昔は大雪が降つて鹿が動けなくなつて餓死するだとかということで、大量に餓死したりとかして鹿の数が減っただとかいうことが昔はありましたけれども、最近ではそういう大雪だとかではなくて、鹿が動けなくなつて餓死するだとかということも最近はなくなってきたというような状況の中で、何回も言って申し訳ないですけれども、なかなか有効な手立てというのが、今、見いだせていないという状況だと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番。

○8番（細川 勉君） 分かりました。

ちょっといろいろ、こう言われたらこう返そうというのを、せっかく作ってきたので、効率的な鹿の駆除の方法として、こういうのもやったほうがいいのではないかという話はシャープシューティングという、餌をまいて、餌づけして、集まってきたところを複数のハンターで、3頭以下を全滅させるという、3頭以上だとあまり狙わないという、これもちょっと用意したのですけれども、かなりの数、頭数を駆除しているので、これも道路を塞いだりするので、道路管理者の許可が必要な案件なので、これも今後、山に入って鹿を探すという手間が省けるので、これも検討していただければと思うので。

ほとんど同じなのですけれども、モバイルカーリングという車、道路を封鎖してしまって、道路で車乗りながら、運転という

か、車両の上で、車の近くで、公道発砲という許可が必要な、振興局で、またこれも道路の管理者に許可が必要なので、これもなかなか効果があるみたいなので、検討していただければと思うので、とりあえず以上で質問終わりなので。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） いろいろと調べていただきて、ありがとうございます。ただ、なかなか許可という部分でいくと、非常に難しいかなと思っています。

とりわけ、鉄砲を撃つというのは簡単に許可が出ないというところであります、水平に撃つとなると、弾がどこまで飛んでいかか分からぬという部分もあるので、なかなか簡単に許可は多分出ないだろうなと思っています。

昔、安久津町長の時代に、それこそ畑にいっぱい出てくるので、タワーみたいなものを建てて、上から下に向けて撃つという、要するに土に当たるので、ほかに弾が飛んでいくことがないので安全だよということで、ある程度いっぱい鹿の出てくるようなところにタワー建てて、高所作業車でもいいという話もあったのですけれども、上から鉄砲で撃って駆除する、そういう方法もあるのではないかという、どこかほかでもやっていた、外国だと思うのですけれども、やっているというようなこともあって、そんな検討も安久津町長時代にしたこともありますけれども、なかなか簡単に許可だとかそういったものが出来ない、それで、ではやっていいということも言われないという状況でありますので、いろいろと調べていただいた部分もありましたけれども、簡単ではないかなと聞きながら思ったところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、8番細川勉君の一般質問を終わります。

◎ 閉会宣言

○議長（高橋秀樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

次の会議は、6月18日午前10時より開会いたします。

大変御苦労様でした。

午後 3時09分 散会

